

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更)【24】」

2. 日時：令和4年1月17日(月) 16時00分～19時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官、

畠山安全審査官、岩野審査チーム員

原子力規制企画課 火災対策室

守谷火災対策室長

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保修管理グループ チーフマネジャー※ 他7名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料-1 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画  
認可申請 コメント回答について
- ・資料-2 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画  
認可申請 コメント回答について 添付資料
- ・資料-3 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画  
認可申請 コメント回答について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:07	原子力規制庁の岩野です。それでは、
0:00:11	大飯発電所、第3弾4、第3、4号機に火災感知器増設に係る設計及び工事計画の認可申請に係るヒアリングを始めたいと思います。
0:00:21	それでは、こちらの方から、
0:00:25	いただいたコメント回答について、ちょっと順不同で、重要なものから順番にいくつか質問させていただきたいと思います。
0:00:35	それではですね、まず資料2の7ページのところからお願いします。
0:00:58	規制庁の岩野です。すみません資料2の7ページ関西電力の方、資料の準備はできていますでしょうか。
0:01:09	はい。関西の原子力事業本部でございます。資料2の7ページで基本設計方針の対比表ですね、用意ができますのでよろしく願いいたします。
0:01:20	規制庁の今野です。ありがとうございます。
0:01:23	この資料2の7ページのところの、十分な保安水準①と②の定義のところについてなんですけれども。
0:01:33	今、今の書きぶりではですね、異なる種類の間、感知器を組み合わせ、十分な保安水準を達成するっていうふうな内容が書かれているんですけれども。
0:01:45	これは前回のヒアリングで規制庁の方で引き続き検討しますとしていた点なんですけれども、感知器それぞれが機能することによって、感知器それぞれが機能することによって、
0:01:56	早期に感知することを、基準の中では求めているので、これは、感知器それぞれが消防法規施行規則に適合するか、もしくは、十分な保安水準を満たすっていうことが、
0:02:08	達成できないとこの基準を達成できるとは言えないと考えていますので、ちょっと関西電力の方でそのようなことができるかどうか、達成できるかどうかというところをちょっと回答をお願いします。
0:02:42	関西の原子力事業本部でございます。少々お時間いただけますでしょうか。はい。規制庁の岩野です。承知しました。
0:02:50	一色事業の加瀬牛山でございます。佐瀬様です。
0:02:56	ただいま7ページのところでですね、保安水準の記載についてコメントをいた、いただきました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:06	これの意図するところの確認、ちょっとこちらの中でもですね協議しておったんですが、ちょっといろんな取り方があるなと思ってましてその意味で確認でございます。
0:03:20	今おっしゃっていただくコメント付けをおっしゃっていただいたのは、真ん中中段の、ここで十分な本水準はのところですね。
0:03:30	括弧書きで、①の保安水準について記載しているところ、適切な場所に異なる感知器を組み合わせて設置することによりということを書いてあるところだと理解しておるんですけども。
0:03:45	今は先ほど岩佐様がおっしゃった点はですね来たかんじきを組み合わせるといことは別にこの中で語る話ではなくって、かんじきそれぞれが満足するという方が、
0:03:59	できるのかいいのかという、といていただいたかと思っておりますんで、ちょっとその保安水準 1 のところをイメージしながら、今こちらでも確認をしていたのですが、
0:04:11	例えばなんです、この丸井千野氏、私たちが適用してるイメージとして、その下にある放射線量が高いところの、
0:04:22	脱法のところの出口へ転落たですね、積雪の箇所、感知器 2 種類で感知するという場合においてはですね、煙も熱も、それぞれに感知ができるという確認をもって保安水準を満足してると。
0:04:38	いう確認をさせていただきます。
0:04:41	それで確認をしてるということで、こちらは理解をしているんですけども。
0:04:47	おっしゃっておられる点がですね、ちょっとすいません。コメントのご趣旨が今ひとつこちらも酌み取りきれませんので、今一度ご確認させていただいてよろしいでしょうか。
0:05:02	はい。規制庁の今野です。
0:05:04	放射線の 569 のエリアとかは、多分それぞれ感知器が機能することを確認されてると思うんですけども、その他の、例えば具体的な例を挙げると、
0:05:17	シンプル配管室の勤務における、煙感知器っていうのは、煙衛藤隣接エリアと兼用して感知するっていうふうになってますけど。
0:05:28	これは熱と煙、両方組み合わせないと、その煙、
0:05:34	感知器が、早期に火災が感知できるぐらいの感知性能で、煙感知が機能しないよっていう説明なのか、それともその熱、藤新聞配管室に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:44	火災防護審査基準通りに設置する熱感知器は置いておいて、それとは別に、煙感知器、隣接エリアの煙感知器がしっかり機能するよっていうふうなことを説明してるのか、もし后者であれば、
0:05:56	問題ないですし、前者だと組み合わせるとやっぱり熱と煙組み合わせないと十分な保安水準が達成できるぐらいの感知性能が満たせないよっていう話であると、やはり我々の考えとは違うなっていうところなんですよ。
0:06:09	ちょっと具体的なところを示して、考え方をちょっとご説明差し上げたんですけど。
0:06:15	関西電力の方ご理解の方はいかがでしょうか。
0:06:23	個別、それぞれの感知器がそれぞれ、
0:06:27	機能して、
0:06:28	とか十分な保安水準が達成できるっていう考えであれば我々いいと思ってるんですけど、そうじゃなくてやっぱり組み合わせないと、十分な保安水準が達成できるような感じ性能が満たせないっていうことであると、ちょっと違うなど、そういうことです。すみませんちょっと大
0:06:44	今の説明でご理解いただけますでしょうか。
0:07:43	はい。関西の原子力事業本部でございます。
0:07:46	少々お時間いただけますでしょうか。
0:07:48	はい。規制庁の今野です。承知しました。
0:07:52	すみません。今、土肥五藤よりいただいたシンプルファイバー数のケースにつきまして、以前からのご説明の展開、
0:08:03	2、おさらいになるのかもしれませんが、熱の感知器についてはアナログでない熱の感知器をシンプル配管室の中に設置できると考えておまして、
0:08:16	熱を感知器を設置することによって、熱ということについては、この新聞配管数の中の岡火災について熱でとらえてということはクローズできるとまず考えております。
0:08:28	煙ということについてはアナログ式というものが、置けないということがございましたので、そこについて、保安水準という中で、いろいろと説明をさしていただいて、
0:08:42	この新村配管室の空気の行き先であるループ室にある煙感知器をですね、期待することによって、その感知器で煙は感知ができるということをこれを兼用すると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:00	今まで説明していただけます。その兼用してるということがですね、シンボル配管室の中の火災の煙というものを、ループ室ではありますがそこでとらえて、煙を感知できると。
0:09:14	いただいております、そう煙がおよんでる間ですね、影響軽減等々の考え方については問題ないのかという観点についてもご確認いただきたところと。
0:09:26	いう認識でございます。ですので、新聞配管数を今例に挙げていただいた場合に、熱についてはシンプル配管室内の熱の感知器で感知できている。
0:09:38	煙の感知器については空気軒先のループ室を兼用しておりますけれども、あそこでもって、シンプル配管室の中の煙の、
0:09:48	が先行する火災については、とらえて感知ができると考えていると、そういったことで、それぞれについて、感知ができるといった考え方で保安水準を適用していると。
0:10:00	いうことでございます。以上です。
0:10:05	はい。規制庁の今野です。ありがとうございます。それは、煙に、一応念のため確認ですけども、おそらく今の回答ですと、大丈夫だとは思いますが、
0:10:16	その煙についても、煙感知器単体で、
0:10:21	十分な保安水準が達成できる、十分な保安水準が達成できると、そういうふうな理解でよろしいでしょうか。
0:10:33	はい。関西の牛島でございます。煙感知器という種別、異なる感知器の捏造煙というものを分けて見た時の煙という機能について着目した場合に、
0:10:45	置き場所として、通る新村配管室内に設置することが、なりませんけれども、ループ室内に兼用シャーで、設置してある感知器によって、
0:10:59	勤務配管室の煙の強度が感知できると考えてございます。それが保安水準を満足しているということでございます。
0:11:10	はい。規制庁の岩根です。ありがとうございます。そう。今の説明ですと、例えば
0:11:17	今ですね
0:11:19	7資料に7ページの2ポツのところの、また書きのところになるんですけども。
0:11:27	今の書き方だと、
0:11:33	十分な保安水準を満足するように、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:36	熱感知器を設置し、もう一つの感知器を持ち、もう一つの煙感知器を兼用する設計とするっていうふうに、すいませんちょっと大分省略したんですけど、熱感知器等、煙感知器を、
0:11:49	の二つがあって十分な保安水準0に満足できるような書き方になっているので、こういったところ書き方を修正していただいた方がいいですし、すいませんそもそも、
0:12:02	十分な不安水準②っていうところの意味が中身。
0:12:05	定義のところは、
0:12:10	ですね、どこからだっけな。
0:12:13	藤。
0:12:14	異なる種類の感知器を組み合わせで早期に感知できることっていう定義になっているので、組み合わせないと早期に感知できないっていうふうな、読み方ができてしまうので、それは、
0:12:24	それぞれの感知器が機能してそれぞれの感知器が機能して、十分な保安水準が達成できるっていうようなことが読める。
0:12:34	十分な負圧維持の定義に修正していただきたいと思ってます。
0:12:39	すいませんちょっと話が長くなって恐縮なんですけれども、関西電力の方はご理解いただけますでしょうか。
0:12:48	はい、関西電力牛島でございます。本水準を適用するところの範囲をですね、きちっと意識して記載を丁寧というコメントと理解しましたので、はい。この辺りの書き方について検討いたします。
0:13:06	規制庁のイワノです一つお待ちください。
0:13:18	はい。規制庁の今野です。すいません、念のための確認なんですけども、今の指摘は、保安水準の①と②の定義っていうところと、あと、ろうはっていうところの、
0:13:31	それぞれのエリアの保安水準のところの説明。
0:13:35	についても、同じように、二つで保安水準を達成するっていうようなように読めるような書きぶりになっているので、のところの書きぶりについても、
0:13:47	見直しでいただければと思います。
0:13:58	はい、笠井福嶋でございます。おっしゃってる趣旨理解しました。井戸は水準010についてですね、記載について検討するということで理解をいたしました。
0:14:13	規制庁のアーキテクトの矢内です少々お待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:53	お待たせしました規制庁の今野です。えっとですねすみませんもう1ヶ所ありまして、
0:15:00	括弧Bの火災感知器の設置方法のところの、第2パラ。
0:15:05	第2パラグラフのただし書きのところのパラグラフですね、このパラグラフの一番最後の。
0:15:13	一番最後から2行目の行からと、一番最後の行の話なんですけども、十分な保安水準を確保できるよう、異なる2種類の感知器を組み合わせさせて設置する設計とするっていうところも、
0:15:27	これもやはり組み合わせして、十分な保安水準を達成できるような書きぶりになっているのでここについても見直しをお願いします。
0:15:39	はい、関西電力牛島でございます。今おっしゃっていただいた点も承知いたしました。はい。見直し了解でございます。
0:16:29	規制庁の岩根ですお待たせしました。
0:16:31	すみませんちょっと二つ目の班項目に移りたいんですけども。
0:16:36	二つ目はですねシャワー室の話なんですけども、今シャワー室を火災感知器シャワー室に火災感知器を設置しないことについてなんですけど資料の1の4ページ目をお願いします。
0:16:48	とヒアリングのコメントの四番目のところですね。
0:17:01	すみません関西電力におかれては準備ができたらお声がけをお願いします。
0:17:18	はい。関西電力原子力事業本部でございます。資料1の4ページ目、用意できましたのでよろしく願いいたします。
0:17:26	はい。規制庁の今田です。ありがとうございます。
0:17:29	そうですね。シャワー室についてなんですけども。今、
0:17:36	いただいた回答を見ると、消防法施行規則の23条の6項の3号を根拠に、シャワー室には火災感知器を設置しなくてよいというふうに、
0:17:47	説明しているというふうに理解しているんですけども。
0:17:50	今回のこのは、今回の場所はですね。
0:17:57	すみません。6項の3号、さっき言った3号のところには前項に掲げる以外の場所ってなっております、前項に掲げる場所、23条ろ。
0:18:08	23条の5項の6号のところ、
0:18:11	ところ、今回、考えているようなサーバー室っていうのは、富む総会等がない会に該当するので、そもそも、その23条。
0:18:21	6号の3号で読むのではなくて、この23条の5項の6号で読まなければならない場所だというふうに考えてます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:30	なので 23 条の 6 項の 3 号のところの免除規定の場ところは使えなくて、感知器をつけられるつけなきゃいけない場所だというふうに、
0:18:41	我々理解してます。関西電力の方ちょっとこれに関して受けとめをお願いします。
0:19:07	はい。関西電力原子力事業本部でございます。申し訳ありませんが、確認にお時間いただけますでしょうか。はい、承知しました。もう一度条番号とかを言った方がよければご連絡ください。
0:19:23	浅井電力原子力事業本部でございます。念のためもう一度お伺いしてもよろしいでしょうか。はい、承知しました。
0:19:32	えっとですね、我々がここで読まなきゃいけないこの条文が該当しこの条文を読まなきゃいけないっていうところの該当条文は、23 条の 5 項の 6 号。
0:19:42	第 5 項の 6 号ですね、第 6 号ですね。
0:19:47	この項目にある、富む総会等がない会に該当するので、
0:19:55	そもそも、
0:19:57	6、6、6 項の 3 号の、
0:20:01	対象ではなくって、この 5 項の 6 号の対象だというふうに考えてます。
0:21:50	ありますと申し訳ありませんがもう一度条文のほうを教えていただけないでしょうか。はい。該当する条文は、消防法施行規則の第 23。
0:22:03	23 条の第 5 項の 6 号ですね、第 6 号。
0:22:27	規制庁の岩野です。一応念のために、補足ですけども、指摘いただいている、6 項の 3 号のところの書きぶりっていうのは、前項または前に、2 号に掲げる場所以外の場所っていうふうになっていて、
0:22:42	全厚が、今お伝えした、5 項の、
0:22:47	5 項を指していて、ここの中に、5 項の中の 6 号のところにはムソウ会っていうのが入っているので、
0:22:54	させていただいた炉、6 項の 3 号っていうのは無総会以外の場所で、
0:23:00	こういう場所は置かなこういう場所をこうしてくださいっていうふうなことが書いてあって、今考えているシャワー室っていうのは、我々もゾウカイの、
0:23:10	に該当すると思っているので、この 5 項の 6 項のところに該当して、
0:23:15	この 5 項の 6 項に書いてある感知器を置かなきゃいけないんでいけないというふうに、理解しています。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:24:58	失礼をいたしました。先ほど今野様から教えていただいたコメントの趣旨ですね、ホ消防法施行規則の適用箇所について今ちょっとトレースをさせていただきます。
0:25:14	私どもが予防則というか文書ですね、社長室について、つけなくていいと言ったところの根拠で用いた文書の、
0:25:27	大元のところがですね、23条の5項のところ6項のところ、そのあたりのところを確認いたしまして、ムソウ会であればですね、何がしかつけないといけないんじゃないかというところについてトレースをしていたところでございます。
0:25:44	その点、すいません時間かかりましたことをお詫びします。
0:25:47	で、あとそれで、感知器としてですねここに設置するという目線でちょっと今考えた場合に、どんな対応がとれるのかということ今ちょっと合わせ、確認をしております。
0:26:00	ここの感知器という点で考えた場合にですね、熱の感知器についてはまずそれはつけるだろうというふうに考えておるのですけれども。
0:26:10	もう1種類の感知器がですね、煙とかは誤作動するから、使えないだろうなということと、小野についても、水蒸気が、
0:26:21	ある秒のところなので、結局できないんじゃないかというところをちょっと今協議して、答えのをちょっと考えていたところでございます。
0:26:32	今時間を要しておりました。ちょっと理由で、下答えとしてバシッとした答えにはなっておりませんが、ちょっと時間を要していた点含めてご説明でございます。
0:26:46	はい。規制庁の岩野です。ありがとうございます。そうですね今まさにその会今す説明していただいたところは、次ちょっと我々も聞いてみたかったところでシャワー室に、
0:26:58	つけられる乾式があるんですか、後作動防止っていうところも含めてどういものがつけられますかっていうところを次お聞きしようと思っていて、今聞いたところによると熱はつけられるんじゃないかと。もう一つは、
0:27:10	二つをもう少し難しいんじゃないかっていう回答だったと思うんですけど、ちょっとその辺を整理した上で、
0:27:19	ですね、
0:27:21	感知器をつけられるものについては、つけられるかどうかというのを検討してもらってで、つけられないものがある場合は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:32	ですね、これまで別のエリアとかで十分な保安水準のを適用する適用するっていう説明をしてるんですけど、その他の十分な保安水準を適用している場所等、同じくらいのレベルで、
0:27:45	十分な保安水準が達成できるっていうところを説明できるかどうかっていうところをちょっと次、検討をするのかなと考えてるんですけど、関西電力におかれてはいかがでしょうか。
0:28:02	関西電力牛島でございます。ありがとうございます。今おっしゃっていただいた点ですねこちらでもちょっと検討がちょっと要るなという認識でございました。
0:28:15	そういった意味合いからですね、どういった形であれば対応できるのかということについてまず検討したいと思っております。その上で、熱については受けるというのが一つあった上で、
0:28:28	業務については誤作動をクリアしないといけないと。炎についても、水蒸気があるので、ちょっと困ったものだねと考えた場合にですね。
0:28:38	一つの考え方の方向性としては、シンプル配管室ではないんですけども、そういった安全上の危機があるところではないんですけども。
0:28:48	その者は執務、出たところというんですかね、先のところでですね、煙感知器が期待できるとか、そういったことも勘案してですね。
0:28:58	法制順によって確認ができるかとか、ちょっとそういったところも検討してみたいと思っております。
0:29:07	ちょっとすいません今ちょっとこちらの中で考えているところで、まだ方向で固まっておりませんが検討させていただくということでお願いできればと思います。
0:29:17	はい。規制庁の今野です。ではご検討のほどよろしく申し上げます。ちょっと一つお待ちください。
0:29:27	規制庁鈴木です。
0:29:29	土砂ワースは、車は使ってる時は、当然、人がいて、人がいる状態においては、
0:29:40	火災の発生というのをかんじきに頼らなくても、
0:29:44	いいような、そういったことも多分あるのかなあというふうに、
0:29:49	個人的には思っていて、
0:29:53	そうするとじゃあサービスで使ってないときに、幹事議員頼って、
0:29:59	火災の発生を、
0:30:02	発見するんだって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:04	いうふう立つのか、それともやっぱり使ってる時も含めてっていうふう に、
0:30:09	考えるのか、ちょっとその辺も説明に加えていただけるとありがたいん ですけど。
0:30:35	関西ウシジマでございます。鈴木さんありがとうございます。おっしゃっ ていただいた通りですね確かに人が使うときには車を使ってるということ です。その時に火災は、
0:30:45	発生することは想定しがたいのではないかというか当たってもすぐに早 期対応が可能で、ということで1次シンガーということもあると思いま す。そこは
0:30:56	すごく私どものですね、実態に合った形で、ご理解いただいていると思っ ております。ただ、やはり人がいない時のですね。
0:31:06	火災の早期感知というところを勘案して考える時にはですね、人に期待 せずに、どのような形で感知ができるのかと。
0:31:16	ということについて、熱を受けるけれども、それ以外が置けないときに、ど うやって保安水準なりを適用するななりで対応できるかと。
0:31:27	ということについて、考えてさしていただきたいと思えます。以上です。
0:31:37	はい。規制庁の岩野です。承知しました。ではそのような形でご検討い ただければと思えます。それからこのサーバー室について今の点引き 続き検討してもらいつつですね。
0:31:48	ちょっといくつか上、サービスについて、主情報をいただきたいところが あってですね、資料の2の、
0:31:57	40ページをお願いします。
0:32:09	すみません関西電力におかれてはまたすみません準備ができたなら願 いします。
0:32:17	長谷部の原子力事業本部でございます。資料2の、
0:32:21	40ページですね、用意ができましたので、よろしく願いいたします。
0:32:25	はい。規制庁の岩野です。
0:32:27	このサーバー室のところの種同じ。
0:32:32	土佐鷺津と同じ火災区画内の周囲のエリアに、火災防護上重要な機器 としてどういうものがあるかっていうところ、次回の資料で追加してい ただけますと幸いです。
0:32:44	とそれからですね。すみませんちょっと今、画面共有をするので、ちょっ と少々お待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:00	焦る原子力事業本部でございます。衛藤委員、医師、岩野さん 1 点よろしいでしょうか。
0:33:07	はい。規制庁の今野ですお願いします。
0:33:12	すいません。先ほど関西電力原子力事業本部でございます。先ほど 1 点、コメントちょうだいしましたところですが。はい。葛西委員。
0:33:23	菅地区各シャワー室の感知区画の周りの火災防護上重要な機器でしょうか。私はですね火災区画内か火災区画内にある。
0:33:36	シャワー室、火災区画内にある、すいません火災区画内にある火災防護上重要な機器を示していただけますとです。例えばその 21 の、
0:33:48	菅エリアにどういうものがあるとか、26 のエリアにというものがあるとか、そういうところを示していただきたいと思ってます。
0:33:56	同じ火災区画内ですね。
0:33:59	そして、関西の原子力事業本部でございます。シャワー室が設置される、火災区画内、
0:34:07	にある火災防護上重要な機器でよろしいでしょうか。はい。規制庁の今野です。はい。その通りです。
0:34:15	関西電力原子力事業本部でございます。
0:34:19	コメントについて承知しました。
0:34:22	はい、規制庁の岩根ですありがとうございます。
0:34:25	藤。
0:34:26	それではちょっと今、画面共有させていただいてるんですけども、
0:34:33	資料 2 の 40 ページのところ、シャワー室、25 番の澤室のところ、右側のところにある、何か間仕切りみたいなものがあるんですけど、これが何かってところをちょっと説明していただけますでしょうか。
0:34:56	はい、関西電力原子力事業本部、
0:34:59	岩倉でございます。
0:35:02	今画面共有でお示しいただいている、この矢印の先の間仕切りのようなものですが、こちらは床面にあります小さい階段となっております。
0:35:17	はい。規制庁の岩野です。ありがとうございます。特に
0:35:21	家煙の煙とか熱の移動には特に何も関係ないものだというふうに理解しましたので、ありがとうございました。
0:35:36	規制庁スズキです。
0:35:38	今の資料 4、資料 3、2 の 40 ページの、
0:35:44	上と下の絵が、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:46	多分これ逆転してるんですね。
0:35:49	25 がコールド者はSD22 がホットシャワーしたんですね。
0:35:59	はい、関西電力原子力事業本部でございます。今鈴木様がおっしゃっていただいた通りで、丸 25 の方がコールドシャワー室、丸 22 の方がもっと幸せとなっております。規制庁数でちょっとそこがわかるようにですね、何か。
0:36:14	注釈か何か入れといてもらえますか。
0:36:18	逆に下の絵、絵の方に、青枠で囲ってる部分に番号振っておいていただいてもいいですけど。
0:36:27	はい、関西電力原子力事業本部熊倉でございます。ご指摘の点承知いたしました。配置図及び館空調系統図の方で、シャワー室の繋がりがわかるよう、資料の方を修正させていただきます。以上です。よろしくお願いいたします。以上です。
0:36:45	はい。規制庁の今野です。それではちょっと次の項目に移りたいと思います。次はですね。
0:36:51	資料 1 の 6 ページヒアリングコメントの 6 番をお願いします。
0:37:16	はい。関西電力原子力事業本部でございます。資料 1-6、6 ページ、用意ができましたのでよろしくお願いいたします。はい、規制庁の米津ありがとうございます。
0:37:26	し、コメントの 6 のところについては前回、衛藤モリヤの方からですね、
0:37:34	工事基準書にできるだけ合わせてくださいというふうに修正をお願いしてまして、今回残ったのが、藤Gのグレーチングのところと、あと、市野。
0:37:44	ファクトのところは五名附属メートル以上の片倉のところが残ってると思います。で、まずそのダクトのコメント風速 5 メートル以上のダクトのところについて話をしたいんですけども。
0:37:56	まず、このA棟、1 の 3 ポツの不足メートル以上のダクトっていうところは、どういうエリアが該当するのかっていうところを、
0:38:06	網羅的に教えていただけますでしょうか。
0:38:50	規制庁の岩野です。すいません。もし網羅的に該当することがすぐに難しいということであれば、ちょっと我々確認してるところについて先に幾つか確認させていただいて、そのあと、次回以降ですね。
0:39:03	資料に網羅的な網羅的にどういうところがあるかというところを追加していただきたいと思うんですけど関西電力におかれてはいかがでしょうか。
0:39:22	うん。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:23	はい。関西電力の竹田でございます。今岩野様からご質問のございました、ラック等として扱っている場所ですけれども。
0:39:34	該当するか、場所を網羅的にということで、今確認しているところ、我々の方から説明させていただきます。
0:39:43	衛藤稲川様、
0:39:46	感知区域。
0:39:48	の番号ですね、補修整理表に載っております。管理区域のナンバーで、
0:39:56	お示ししてよろしいでしょうか。
0:39:58	はい。規制庁の今野です。例えば補足説明資料の何ページの、
0:40:03	当館近くの何番とかそういった形で説明していただいてもよろしいでしょうか。
0:40:08	しました。
0:40:19	越冬
0:40:35	関西での原子力事業本部クマクラでございます。お時間いただきましてありがとうございます。補足説明資料のまず 72 ページ、お願いいたします。
0:40:46	はい。
0:40:47	72 ページの浅井福井に番号を申し上げますこちらの、
0:40:53	機密情報になりますがよろしいでしょうか。
0:40:59	すいません。そうですね火災区域の名称のところは、
0:41:06	マスクングになってないので名称でお願いしてもよろしいでしょうか。
0:41:10	はい、安西出野原子力事業本部クマクラでございます。はい。浅井区域の名称ということで承知いたしました。ページ番号 72 ページの制御棒駆動装置電源室及び通路、
0:41:22	こちらの感知区画の番号でいきますと、8 番。
0:41:27	ですね、こちら給排気ダクトスペースということで知的をしております。
0:41:35	続きまして、ページ番号 70。
0:41:40	いました。ページ番号 77 ページ、お願いいたします。
0:41:46	すいませんちょっともう一度ページ番号をお願いしてもよろしいでしょうか。
0:41:49	はい。
0:41:50	補足説明資料の 77 ページです。
0:41:59	はい、お願いします。
0:42:01	はい。77 ページ、Bディーゼル発電機吸気ファン室。
0:42:08	こちらの感知区画番号 2 番。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:11	こちらが給排気ダクトとして1に適用してございます。
0:42:19	はい。伊勢。どうぞ、続けてお願いします。はい。
0:42:23	続きましてディーゼル発電機吸気搬出。
0:42:27	こちらの2番と四番。
0:42:30	案適用してございます。はい、ありがとうございます。これ、今3号機のところについて説明してもらったんですけど4号機も同じような構成だと思ったらよろしいでしょうか。
0:42:41	はい。関西電力原子力事業本部熊倉でございます。ご認識の通りで4号機も同じところが同様の設計となっております。以上です。はい。規制庁の岩根ですありがとうございます。今説明していただいたところは、
0:42:56	2、それぞれについてなんですけども、給気なんでしょうかそれとも廃棄なんでしょうか。
0:43:11	関西電力大飯発電所電気保修課浜田です。
0:43:15	以上3ヶ所はすべて9基になっております。以上です。
0:43:22	規制庁の今野ですありがとうございます。
0:43:28	少々お待ちください。
0:44:43	能動的なのかとか、
0:44:45	あ、すみません規制庁の岩野です。
0:44:47	まずはですね、ちよつとまずちよつと1個だけ先に確認なんですけど。
0:44:52	77ページのAのディーゼル発電機吸気ファン室の、
0:44:58	吸気ファン室については、A1が2ヶ所あるんですけど2ヶ所とも給気ダクトだと思ってよろしいでしょうか。
0:45:16	関西電力大飯発電所、天田です。
0:45:19	2ヶ所ございまして、
0:45:22	②番の方は、こちらの、
0:45:29	市補助給水系統の吸気ファンの額等、救急部、
0:45:36	になってまして、④番が、
0:45:40	ディーゼル発電機室の給気ダクトということでこちらの給気の系統が違うものが二つあります。以上です。
0:45:53	はい、規制庁の岩根さんありがとうございます。
0:45:57	ディーゼル発電機吸気ファン室のカッチ区画の二番の方については、補助給水ポンプのファンでしたっけ、の江藤に対応する吸気ダクトだというふうに理解しました。
0:46:12	ありがとうございます。ちよつと続けてお聞きしたいんですけども、72ページの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:20	制御棒駆動す。装置、電源室及び通路っていうところは、
0:46:28	すみませんこれは、
0:46:30	どういったものを、どういったものの、
0:46:36	なん、何を、何を、冷却なり、吸気するためのダクトだと考えたらよろしいですか。ちょっとここ、
0:46:46	このダクトが何のための急遽つ休憩をしてるのかというところをちょっと説明していただければと思います。
0:46:54	はい。関西電力大飯発電所はまだです。
0:46:57	⑧番のことかと思いますが、こちらはですね制御棒駆動装置室という名称になってございますが、火災区画上ですね。
0:47:09	実際こちらの
0:47:13	面図上で右側の部屋に、制御棒空気圧縮機室がございまして、
0:47:20	そちらの方、
0:47:22	9期の
0:47:24	学等のスペースと、
0:47:26	いうエリアになってまして、平面図でいきますとこちら端のところはすぐ外の⑧の下側すぐの外気。
0:47:37	そこから⑧のところ一旦、鍵取り入れのざっとスペースがあって、
0:47:43	⑦番のところに、
0:47:45	制御棒制御用空気圧縮機吸気ファンがあります。
0:47:51	⑦番から今度右側に、
0:47:54	①番の部屋の、
0:47:57	制御用空気圧縮機室に救急をしているという、空気の流れ。
0:48:03	になっています。以上です。
0:48:08	はい、規制庁の岩根さんありがとうございます。少々お待ちください。
0:48:14	規制庁の今田です。ありがとうございます。少々お待ちください。
0:48:48	すみません規制庁のよ。
0:48:52	すみません規制庁の今野です。数分今説明していただいたのは、
0:49:00	そのダクトから吸気して、旧空気圧縮機に、その空気が入って、すみません。
0:49:08	空気圧縮機っていうのは制御棒駆動するための空気圧縮機っていうことですよ。
0:49:15	関西電力大飯発電所はまだです。いえ、制御棒駆動装置とは全く関係がなくてですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:49:23	この①のところに、制御用空気圧縮機っていう部屋は指揮室があります。
0:49:32	部屋がですね、その部屋の吸気の、
0:49:35	ダクトスペースであり、その部屋の吸気ファンが、
0:49:40	ありますちょっとあの火災区画の割り振りがですねちょっとここ、なんでかその制御棒駆動装置っていうところに、
0:49:47	包括されてるんですけども、実際この用途は、制御棒制御用空気圧縮機の、
0:49:54	区画。
0:49:56	ごめんなさい。制御空気圧縮機用の、
0:50:00	旧機能取り入れる部屋ということで全く制御棒とは関係なく、そういった部屋になっています。以上。
0:50:07	はい、規制庁の岩根さんありがとうございます。すいませんちょっと今の、そういったところですね、
0:50:13	次の資料に、ちょっと追加していただけますと幸いです。
0:50:20	はい。少々お待ちください。じゃあすいません葛西院長お願いしますすいません河西質モリヤですけれども今3、火災区画として3ヶ所、Hが適用されてる場所があるという説明だったんですけどこれ、
0:50:33	説明上というかHの説明自体が風速5メートル以上の風速上がる落ってというような説明になってるんですけども。
0:50:44	これお話し限りだとこの三つの区画で単にそれだけではなくって、
0:50:50	何かチャンバというか
0:50:54	下の方のフロアに装置の本体があって、20メートルとかかなり20メートル以下ないかもしれないけど高がかなり高いところに、空気の入りがあって、
0:51:07	そこの間をチャンバでつないでいるところを、
0:51:11	反応さしてるんだと理解してるんですがそれでよかったですかね。
0:51:17	関西電力大飯発電所はまだです。
0:51:20	森谷さんおっしゃられる通り、DG室であったり、
0:51:25	電動。
0:51:26	補助給水、ごめんなさい、補助給水ポンプの換気っていうのは②は④番は、屋上い、外気取入口があってそこの繋がりが。
0:51:36	もう、いわゆるチャンバーと言われるんですね。その繋がりの絵とダクトスペースとなっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:43	以上です。ありがとうございますちょっと今のご説明がですねHの説明文を見る限り、あまりわからないというか
0:51:54	何なの、単にここは何京都市の消防局の基準でこうなってるからいらないんですみたいなパーンと言ってるだけみたいに見えるんですけども、実際そうではなく、
0:52:04	それも一つの理由かもしれませんが、
0:52:08	もう少し、ちょっと根源的なこういう部屋だから要らないんだよって説明がもうちょっとできるような気がするんですけどその辺はどうなんですかね。
0:52:27	一番下。
0:52:29	関西電力大飯発電所でございます。明日、モリヤでちょっと方確認なんですけれどもHの中に、いくつか項目があってシャーシじゃないところわかってんですけども
0:52:39	三つ目のポツの四つ目のポツがあるんですけどもここ、今ご説明いただいた給排気ダクト云々のやつで三つ目なのか四つめなのかその辺もちょっと含めて。
0:52:48	ちょっと。
0:52:49	ご説明お願いできますでしょうか。
0:53:15	関西電力原子力事業本部の竹田です。森谷所長ご質問、ちょっとご説明させていただきます。
0:53:23	1の凡例で記載してあるところなんですけれども、まず一つ目が今ほど説明したところが、三つ目のポツの額と、
0:53:35	のところになりますんで、ここにつきましては、強度商業消防局の方の理由を記載しているんですけども、現場実態の方がちょっと明確に、
0:53:49	もう少しわかりますように、ちょっと記載のほうを修正したいというふうに考えてございます。で、もう一つ、四つ目のポツの上屋その他のところで、除外しているところですけども。
0:54:02	ここも、こちらの備考の方で、
0:54:05	上屋というところで、記載した上で、実際、外気とツーツーになっている箇所を、四つ目のポツ、上屋として整理してございまして、その奥になっております。秋谷のダクトになっているところ。
0:54:19	につきましては三つ目のポツと。
0:54:21	いう形で、記載の方で規制するという整理とさせていただきたいと思えます。以上です。
0:54:28	守屋です後、ご説明は受け、話としては金

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:38	聞きましたけれども、三つ目のポツ自体がですねちょっとよくわからないっていうか炉規法的に見たときに大丈夫だっていうことがこの三つ目の説明から伺えないところがあるので説明の時にはですねちゃんとそ。
0:55:00	いや京都市が言ってるからだよっていうことではなくってどういうチャンバーだから炉規法上問題ないんだよというのがわかるような形の記述をしていただけますようお願いします。以上です。
0:55:19	関西電力事業本部竹田でございます。井元のご指摘、承知いたしました。失礼いたします。
0:55:36	はい。規制庁の岩野です。すいません。ちょっと続きましてもう1、お聞きしたいのはですねこの今説明していただいた、
0:55:45	とりあえずですね制御駆動、すいませんさっきの制御駆動装置、電源室及び通路というところの感知下から8のところの風速ってというのは本当にこれ5メートル以上。
0:55:55	5メートルパーセック以上になるかどうかってところすみません、ご回答いただけますでしょうか。
0:57:15	関西電力原子力事業本部クマクラでございます。
0:57:21	ご指摘いただいた制御棒駆動装置電源室及び通路の、感知区画番号八番の場所の風速ですねこちらについて改めて確認させていただいてもよろしいでしょうか。
0:57:48	あ、はい、規制庁のイワノですすいませんそしたらですね77ページの、
0:57:53	d軸、吸気ファン室についても、同じように、5メートルパーセック以上のが出るのかというところを、あわせて次回以降、確認していただいてもよろしいでしょうか。
0:58:06	ちょっと少々お待ちください。葛西室長お願いします。すいません。すいません
0:58:11	今、申し上げてる趣旨としては風速5メートル行くか行かないかが判断基準だということを申し上げてるわけではなくてそういうふう書いてあるからちゃんとそうかどうか確認して欲しいって言うところですので、
0:58:24	多分、
0:58:25	説明の仕方工夫される中でですねそこは整合をとった形で整理していただければと思います。以上です。
0:58:45	関西電力牛島でございます。ただいまの森谷様のコメントも含めて承知をいたしました。先ほどまでやりとりありましたようにですね、ダクトの部分の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:56	扱いといたしますか、についてもちょっと再考する中でですね、不足についても確認をした上で、回答を再考させていただきます。
0:59:06	ありがとうございます。
0:59:11	はい。規制庁の今野です。お願いします。ちょっと
0:59:16	風速のところは、引き続き調べていただいて、次回ご回答いただきたいんですけども、我々としてですね、
0:59:24	とりあえず片方のディーゼル吸気ファン室の、ちょっと待ってください。
0:59:53	安静電力原子力事業本部熊倉でございます。当初お時間いただけますでしょうか。
1:00:00	はい。規制庁の岩根です。承知しました。
1:00:02	ありがとうございます。
1:02:30	はい。
1:02:32	関西電力原子力事業本部タケダ設置します。感知器につきまして、まず、煙感知器につきましては、グレーチング面のある、
1:02:44	エリアでございますと、最も高い天井面の方についての煙感知器に設置するというので、消防法施行規則の方は満足できるものというふうに理解してございます。
1:02:57	それに対しまして、今回、グレーチング面につきましても、各層ごとに、
1:03:06	煙感知器を設置することによって、火災をより早期に管理するという考え方で、このような設計を考えてございます。確かにご指摘の通り、煙につきましても、
1:03:21	火災の局所的な感知というふうにはなってしまうんですけども、天井面に付ける煙プラス、各層ごとに煙感知器を、
1:03:33	グレーチング面へ設置することにより、より早期に感知するというふうに我々は考えてございます。
1:03:41	次に、熱ですけども、熱につきましては、ご指摘通り、資料の方で、
1:03:51	説明がちよっと不足しているところ、十分な感じといったところでの説明がちよっと不足してございますので、今後、説明の方をさらに充実したいというふうに考えてございます。
1:04:03	以上です。
1:04:13	規制庁の今の少々お待ちください。
1:04:15	衛藤。
1:06:12	規制庁の伊ワノasお待たせしました。熱煙感知器については今説明いただいた通りで、より感知より性そうですね、個数が多くなるので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:25	性能が高くなるということで、我々としても承知しております。熱感知器についてなんですけども、今、引き続き充実化しようと思っていますっていうところの意図というのは、
1:06:35	例えば下の階で火災が発生したときに、その火災を、天井のところにある熱感知器で、感知できることを説明しようとしているのか、それとも、
1:06:47	グレーチングのところにつけた熱感知器で、漢字使用するっていうことを説明しようとしているのか、どちらか教えて、説明していただいてもよろしいですか。
1:07:00	関西電力の竹田です。これから説明しようと考えておりますのは、後者の方で、グレーチングに熱感知器を設置した場合の感知性、
1:07:13	同等性といったところを説明したいと考えております。なお、現地ですけれども、
1:07:19	浦植野天井面の高さが8メートルを超えるところございますので、そこでちょっと熱の方、
1:07:26	ワンノード適用できないというところで、グレーチングに設置した熱感知器のの説明を充実したいというふうに考えてございます。以上です。
1:07:41	規制庁の今野です。少々お待ちください。
1:08:34	規制庁の伊ワノですお待たせしました。今、これから何か熱については、藤店天井につけたときと同じような感知性能があるっていうことを、
1:08:47	グレーチングを置いたときに、熱、天井につけたときと同じような感じ性能があるってこと、もし説明されようとしているのであればですね、今提出してもらった資料だとですね煙についてはそれができないよっていうことが、
1:09:01	示されていて、でももし
1:09:04	何か新しく熱についてはできますっていうふうな説明を、が、CD資料を出して説明されようとするのであれば熱と煙の挙動が、異なりますよっていうことになるんですね。
1:09:15	で、これまでの説明ですとですね、高放射線の569のエリアとかの、気流の流れを説明するときに、ネッツと煙は同じような、
1:09:26	流体の挙動を示しますよっていうことをもって、乾固の感知器が機能するっていうことを要すとしてきた経緯があると思うので、これまでのその熱と煙の挙動が同じですっていう説明から、
1:09:40	外れてくるような気がするんですね。何かそういったところは何か考えをお持ちであれば、説明をお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:31	規制庁の岩野です。すみません今検討中ということでよろしいでしょうか。
1:11:39	関西電力牛島でございます。今おっしゃっていただいた通りだなとこちらの中でもちょっと協議をしていたところございまして、煙については先ほどご理解いただいた通り、天井に設置するのが消防法施行規則を満足する形で、
1:11:55	途中については私どもとしての早期感知の観点からつけるというお話であり、ありますが、テクニカルな話として、今回資料でお付けした、
1:12:08	グレーチングに尽きるによります影響についてですね、ここの部分の文献レベルで、煙の時には、感知できるときもあり、できないときもあると。
1:12:19	いう結果であるところをですね、熱に置き換えた時に、これが急に感知できますという文献があるかといえば、ちょっとそういった心当たりは、
1:12:30	ないというのが実情でございます。なので、その方、同じ文献の方向性でですね、熱を語るっていうのは、難しいなといった感じていたのが一つと。
1:12:42	ご指摘の通り、熱と煙の挙動というものを考えたときに、全く違うんですというのもですねこれまでの説明とも合わないし、実際は同じように、上昇気流で上がっていくところについては私たちもそう思ってますので、
1:12:58	ちょっとそうなってきたときに、熱の患畜をうまく説明できる材料が、ちょっとどうなのかということをお時間をいただいてたところでございます。
1:13:10	すみません。お時間をとってた理由についての説明でございました。
1:13:24	はい。規制庁の岩野です。ありがとうございます。それでは今の点を踏まえて、ここの感知器設計については、引き続き検討されるということでよろしいでしょうか。
1:13:41	関西電力原子力事業本部の竹田です。
1:13:44	熱感知器の設計につきましては現場施工の方法も含めまして、検討させていただきます。以上です。
1:13:57	はい。規制庁の岩根です。ありがとうございます。それでは、その方向でお願いします。あと、ちょっとできればですね、実際に使うグレーチングの写真とかですね、そのをちょっと資料に追加していただけますと幸いです。
1:14:11	グレーチングの網目の大きさとかですねそういうものがわかるような写真をお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:18	それから少々お待ちください。
1:14:59	規制庁の岩野谷津お待たせしました。すいません。グレーチングの写真と、あとそれに加えてグレーチングを設置しているところの写真も島筒へ提出していただきたいと思います。
1:15:11	すいません、葛西室長お願いします。
1:15:13	形モリヤです。この場合隣の藤発電所、
1:15:24	南はの時に
1:15:28	多分小黒三田
1:15:32	縦方向に物を運ぶための、口のところが多分グレーチング年なってる部分だというふうに認識して見ていたんですけども、そんなああいう天井面と、グレーチング部分もしくは商工労働部がどう、どういうふうになっているのはどういう構成になっているのかとかその辺がわかるような、
1:15:51	資料今の今の市指摘の方でそういった具体的に天井部分の状況がどういう構成になっているのかがわかるようなそういった資料として、
1:16:05	ご提示いただけるとありがたいと思っておりますので、お願いします以上です。
1:16:17	関西電力原子力事業本部の武田です。ただいまの森谷市長様のご指摘踏まえまして、資料の方を準備したいと思います。以上です。
1:16:29	はい、規制庁の今田ですありがとうございます。では次の項目に、
1:16:33	移りたいと思います。
1:16:35	次はですね屋外エリアの火災感知器の設置方法について確認したいんですけども、資料3の1ページ目をお願いします。
1:16:44	ヒアリングコメントのナンバー1ですね。はい。
1:16:54	はい。はい。
1:16:55	はい。
1:16:56	関西電力原子力事業本部です。主資料3の1ページ、用意ができましたのでよろしく願いいたします。
1:17:06	はい。規制庁の岩野ですありがとうございます。このページに書いてある節屋外エリアの感知器の設置方法に、の説明については理解はしました。
1:17:16	そこそ、進まそれを踏まえてですねちょっと、まず2点ほど確認したいところがあってですねまず一つ目として、屋外のエリアの防護設計っていうのは、
1:17:29	その屋内のエリアの防護設計等、異なるっていうふうに見えるんですけど、T異なるように見えるんですけども、ちょっと関西電力も、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:39	同じような考えなのかどうかというところをちょっと確認させてください。具体的に異なるっていうところはですね、例えば海水ポンプエリアで、海水ポンプの周辺以外は、火災感知器を設置しないように、
1:17:52	している方針であるとか、空冷DGエリアについて、感知器の2四角があっても、それでよいというふうな感知器の設置の設計にしていると思うんですけど、こういう設計は屋内のエリアでは、
1:18:06	採用してない設計だと思うので、そういう点でも、そもそも屋内と屋外で、僕火災の防護の設計の方針というのが、そもそも違うんじゃないのかなというそういう
1:18:19	点なんですけども、関西電力の受けとめを説明していただいてもよろしいですか。
1:18:28	すいません。江藤新規制のときに、今の点新規制のときに、どういうふうに考えていたのかというところを、すいません説明をお願いします。
1:18:46	関西電力牛島でございます。新規制基準の、火災防護審査基準ができてですね、再稼働審査をしていた時の私どもの考え方といいますのは、
1:19:02	それがバックフィットの要求のきっかけにもなったということにも繋がるのですが、私どものかんじきの設計の考え方としては、
1:19:13	火災防護上重要な機器であったり、
1:19:18	そうなんですか火災元となるものをですね監視するという観点で、感知器を設置するという考え方で、展開をしてございましたこれが、
1:19:31	新規制基準当時の考え方でございます。これが一つです。多分今、ご指摘されてる点は、今回バックIT要求を踏まえて、
1:19:43	バックフィットにてられんで網羅的にという要求をいただいて、感知器を設置をして設計をしているわけなんですけど、その時に、
1:19:55	建屋の中と屋外で、違うのではないかとご質問かと思っております。で、建屋の中につきましては、これまでもご説明してきましたように、
1:20:09	消防法施行規則通りにつけられるところはつけて、どうしてもつけられないところの、この高線量であるとか、高天井であるとか、
1:20:20	そういったところについて、何がしか保安水準等を適用することによって、感知ができるようにというふうにご検討をいたしました。建屋の中でもですね、天井の高いようなところ。
1:20:34	についてはですね、床の感知器が使える。まず1種類使えるところは使った上で、熱とか煙とかいうをですね。
1:20:45	笠井元に対してねらう上の方して設置するというような考え方で適用してございます。一方でですねその考え方から、屋外に行きましたときに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:20:57	屋外で使える感知器というもので考えますと、この感知器というものを 用いて、私どもの考え方としては、火災原因となる赤津火災防護上重要 な機器である。
1:21:11	海水ポンプというものについてですね、監視するという意味合いで、この 感知器で感知し、建屋内の高天井のところの適用した考え方と近い のですが、
1:21:25	笠井元となる、建屋の中であれば電気盤とか、
1:21:29	そういったものに対して、熱とかを、の感知器をつけに行っただけです けども、それと同じように、海水ポンプの下部のところの油がたまるであ ろうところにですね。
1:21:42	そこは葛西元となると考えて、熱の感知器をつけに行っていると、そのよう な考え方でございます。
1:21:54	うん。
1:21:58	はい、伊勢玉田です。少々お待ちください。
1:22:03	ちょっと質問だけいくつかさせて欲しいんですけどもとか、まず海水管 ポンプエリアなんですけれども、火災区域もしくは火災区画は同じ大き さでとってるかと思えますけれども。
1:22:17	火災区域末とか区画の中で今回炎感知器でカバーされていない範囲に ついては、
1:22:27	監視、火災についての監視をしなくてもいいというご判断をされていると ころについて、ご説明いただけますでしょうか。
1:22:48	川添首藤さん 6 ページですねはい。資料 36 ページのところ、
1:22:56	火災区域は多分青点線赤、赤 8 線が火災区画になっていて黄色くハッ チングされてる部分が監視される領域課題に対して回収される領域だ と認識しておるんですけども。
1:23:10	それ以外の場所、白抜の場所といいたいまいしょうか色が塗られてない場所 については、火災の監視対象から外しても大丈夫だということをの説明 ってどっかにありましたっけ。
1:24:20	関西電力原子力事業本部熊倉でございます。
1:24:24	これはご指摘のありました海水ポンプエリアですけれども、こちらのエリ ア、これまでご説明させていただいた通り、保安水準②として設定して おります火災区域または火災区画において、
1:24:35	火災防護上重要な機器等に対する火災の影響を限定できるよう、対象 エリアで発生する火災を異なる種類の感知器を組み合わせで早期に監 視できること。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:44	というふうに、保安水準を定めましてこの保安水準を満足するよう、感知器の配置設計をしてございます。海水ポンプエリアにつきましては、とか再現となり得る機器。
1:24:55	としまして海水ポンプを考えてございまして、こちらの火災を感知できるよう、炎感知器と、発火元となり得る場所に熱感知器スポーツマルヌ熱感知器をつけること。
1:25:10	このような設計をしてございますが、
1:25:13	当該エリア、
1:25:16	にはですね海水ポンプ以外はは、浅井の影響を受けるような機器。
1:25:23	ていうのがないというふうに認識してございます。そのため海水ポンプ、
1:25:28	をねらって感知器をつけることで、火災を早期に感知することで、この火災区画内に火災の影響を限定できる。
1:25:38	ことから、当社として設定している保安水準を満足できる、そのようなふうに考えてございます。
1:25:46	以上です。
1:25:48	森谷ですけど今の説明ですとこの白抜きのところ江川北川それぞれについては火災防護上重要な機器はないという説明でよかったですね。
1:26:34	はい。
1:26:41	関西電力原子力事業本部クマクラでございます。当該エリアの中にはですね、ストレナー等ございますが、こちらにつきましては金属筐体できておりまして、火災の影響を受けない。
1:26:55	というふうに考えてございます。そのため海水ポンプをねらった設計でも問題ないというふうに考えてございます。
1:27:30	衛藤森谷です。質問回答については承知しました。ちょっと時間くださいいません。
1:27:43	規制庁の今野です。えっとですね。
1:27:46	江藤高天井エリアにある、加瀬衛藤幹事鬼頭海水ポンプエリアにある炎感知器では、すべてを全体を網羅するかしないかっていうところで違いがあると思うんですけど。
1:28:00	その違いがどういうところから来てるのかというのを説明していただけますでしょうか。
1:30:24	河成6原子力事業本部クマクラでございます。高天井エリア及び屋外エリアですけども、どちらも保安水準②を満足できるよう当社として設計してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:38	まずCV内の高天井エリアですけれども、こちらは全体的にケーブルが敷設されておりまして、こちらの、
1:30:48	高天井エリアについて火災の影響を限定する。
1:30:54	ためには、網羅的にこう、
1:30:57	この感知器を設置して化する必要があるというふうに、当社として考えてございます。
1:31:02	一方海水ポンプエリアなんですけれども、こちらは火災元となり得るものが、海水ポンプと、限定的となっておりますので、こちらについて、
1:31:14	しっかり監視できていれば、火災区画の中で、火災を、
1:31:19	の影響を限定できる。そうそのように考えてございます。そのような違いから設計に違いが出ているものと考えてございます。以上です。
1:31:35	規制庁の岩野です。少々お待ちください。
1:31:52	できない。
1:32:05	無理やですけれども一応ちょっと念のためのお話ではあるんですけどもバックフィットの出資としては
1:32:14	火災区域もしくは火災区画の中を網羅的に監視し、火災に対して監視しましょうという趣旨ではあったというふうに考えてますちょっとそのうち、
1:32:27	根井そこはちょっと言いつ放しの話なのでちょっとコメントもらうものではないのですけれども一応そういう趣旨です。
1:32:45	はい。規制庁の岩野です。今野氏、今、まず
1:32:53	バックフィットの趣旨としてはそういうもの、守谷が説明したようなものですと、その上で今回火災感知器の設置の方法、
1:33:05	そうですね。今回、網羅的にもし設置しないっていうふうな話になると、火災区域とか、火災区画の割り振りのところで、
1:33:16	何か調整するっていうところとかは、検討されたりはしてるんでしょうか。
1:33:33	関西電力の石島でございます。今のお話ですですねバックフィットの本来の趣旨からひもとけばということから、火災区域区画の仕切り直しというところもお話あったんですけど、これ私ども2、は冒頭、
1:33:52	審査の当初からですね、この海水ポンプのエリアについては葛西元に対してこのような考え方で、限定的に限定できるという考え方で、
1:34:04	監視するということでご説明をしてきたつもりではございますんで、ただ、途中からですね、保安水準という考え方を取り入れることによってですね、
1:34:16	現状考えている設計で何とか達成ができるんじゃないかというのは高放射線のところのところ糸口。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:26	藤板谷のヒントをいただきましたので、そこに菅菅が関連してですね、この高天井と屋外についてもですね、この影響を限定できるという考え方に照らせばですね。
1:34:41	現状の設計で、保安水準を確保、満足できると、そういった考え方によっているものでございます。なので、区域ここ改めて仕切り直しというところでは考えてございます。以上です。
1:35:03	規制庁等です少々お待ちください。
1:35:12	規制庁の今野ですお待たせしました。すいません。ちょっとまず、2点お伺いした2点お伺いしたいんですけど、一つはですね、その高天井エリアの炎感知器について、
1:35:23	今消防法施行規則通りに設置すると網羅的に設置するというふうにしてるんですけども、これは、火災元に対して設置法の感知器を設置したところを、
1:35:35	全域にわたって火災元があったので、結果的に、
1:35:41	網羅的に設置することになったので、火災、消防法施行規則に適合するようになりましたと。
1:35:47	そもそも消防法施行規則に適合させようと思って設置していたわけではないけども、たまたまそういうふうになり、なったとそ、そういう設計になっているんでしょうか。
1:35:57	ていうところがまず一つと、あとSFPのエリアについてSFPのあれですね、新燃料貯蔵庫とSFPのエリアについても同じような考えで結果的に網羅的になったと。
1:36:11	そういうような設計をされているということでしょうか。この2点ちょっと回答をお願いします。
1:38:23	ございます。申し訳ございません少々時間いただけますでしょうか。
1:38:29	規制庁の岩野です。承知しました。
1:38:33	荒瀬島大変申し訳ございませんでした。
1:38:36	今高見城エリアにおける炎感知器の設計につきましては、もうごめん、消防法施行規則に則って設置するところをコメントいただきましたけれども、今現状の弊社側の設計といたしましては、
1:38:52	高天井エリアにおきましては、アナログ式でこの感知器の設置に関しましては、京都市消防局における炎感知器に関する
1:39:03	等消防用設備等の運用基準に基づき設計しているものでありまして、エリア店に対して網羅的に設置しているものではなく、火災に対して網羅的に設置するように設計してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:18	赤線に固執までございます。補足説明資料のですね、ちょっと私、手元にあるのはこれ 12 月版のもので見ておりますが、178 ページから 179 ページのところですね。
1:39:32	中天井エリアにおける火災感知器の設計とありまして、
1:39:36	その選定理由の労働選定理由のところからですね、次の 179 ページの電気盤の、漫画が瀬古の繋がっていくところの、
1:39:48	上にですね、3 行目のところになお書きで、この感知器の設置にあたっては京都市消防局における保護感知器の運用基準に基づき設計するとあって、
1:40:01	その基準の記載事項がアスタリスクで下を書いてあって、今田仲が申し上げた、火災発生の起源が著しく少ない場合、または発生した場合円周拡大の恐れます。
1:40:14	19 少ないと認める場合は、炎感知器の設置を免除することができるとしてございます。その考え方を適用しまして、
1:40:26	180 ページにありますように、エレベーションの●●(非開示情報)メーターから●●(非開示情報)メーターのところ、概ねという言い方が適切なかもしれませんが、
1:40:41	かんじきですね、監視ができるように、こちらの方は言い方は語弊ありますけどが頑張っただけ監視ができるようにつけているところとあります。
1:40:53	この感知器をここでつけたくさんつけて監視しようとしてる人はですね、ここに笠井元と守らなきゃいけないケーブル等、
1:41:05	があることによってそれを考慮して、管理官値をつけていると、片や先ほどやりとりがありました、海水ポンプエリアのところはですね、火災元として考えられるものが海水ポンプと、
1:41:20	いうことであって、そこをこの感知器で、監視すると、その間、この感知器を監視するようになってないところはですね。
1:41:31	配管であるとか、ストレナーしかないところであって、そこについては本の感知器の監視は不要といいますか。
1:41:41	葛西元となる海水ポンプをしっかり監視できればいいという考え方で設計してるものでございます。
1:41:49	すいませんちょっと格納容器の高天井のところに話が戻ったので、こちらにもすぐに対応ができませんでした。失礼をいたしました。
1:42:03	規制庁の今野です。SFPとか新燃料貯蔵庫のところについても同じ設計だと思ってよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:24	広報部熊倉でございます。はい。はい。7章済み燃料ピットエリア及び新燃料貯蔵エリアの火災感知器の設計については、補足説明資料3の9。
1:42:35	ページ番号で言いますと、251ページから記載をしてございます。そのうち、253ページの方に、新燃料貯蔵庫エリアとして、椎葉高天井エリアの設計を記載してございますが、こちらの炎感知器に関する、
1:42:52	設置につきましては、先ほどご説明しました
1:42:58	原子炉格納容器内の高扇状エリアの設計と記載に、
1:43:02	変更はございません。
1:43:05	以上です。
1:43:14	規制庁の岩野です。ありがとうございます。少々お待ちください。
1:43:24	すいません笠井津野モリヤですけども一応念のため一応バックフィットの改正の主cだけ申し上げておきますと、
1:43:36	火災区域区画として設定されているところについては、燃えるものがあるかないかということにかかわらず、
1:43:46	燃えるものがあるかどうかということにかかわらず、網羅的に感知をしましょうねと。
1:43:52	いう趣旨というふうに私は今までご説明してたかと思imasので、そういう観点から見た時に先ほどご説明いただいた京都市消防局の考え方というのが、
1:44:08	他ところではそういう考え方は適用していな適用しないようにバックフィット号については考えてるはずなのでちょっとここは違和感が残るところかなと思っておりますので何かコメント方お願いします。
1:44:59	長。
1:45:01	関西電力、牛島でございます。森谷さんはおっしゃっていただいている点はですねバックフィットの本来の趣旨ということでその点、こちらもよく理解してございます。
1:45:13	とかSEポンプエリアのところとかですね高天井のところについてはですね、感知器、異なる二つの組み合わせでどうやって、
1:45:25	監視ができるようにしようかということを考えあぐねた結果ですね、今の設計になっているわけです、先ほど申し上げた点になるんですけども。
1:45:36	網羅的ということで対応しようとする非常に難しい点があったんですが、高で線量ですね、保安水準を適用する時の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:49	考え方の頭の整理で、火災の影響を限定できるということに着目してですね、火災元なりをですね。
1:45:59	きちんと監視することで、影響を限定して、保安水準を確保すると、という整理を行い、
1:46:09	行って参りました。そこに照らしてですね、今回高天井のところもですね、海水ポンプ入り空冷DGの、
1:46:20	というようなところについてもですね、同じく保安水準の適用で、考え方の整理ができるというふうに見直しを図ったというものでございます。
1:46:32	おっしゃってる点は理解しております。最初の冒頭のバックフィットの思想と申しますか、要求の趣旨をおっしゃっていただいているんだとその点は理解してございます。以上です。
1:46:47	葛西さん、栗栖森谷です。ご説明ありがとうございます。ただ構成案とキーにもその話に入る前にいろいろとご議論させていただきましたけれども、本当に、
1:47:03	技術的にもう何もつけるものがないんですよ。
1:47:06	他につけるもの本がないんですよっていう確認をした上で今の高線量のところの取り扱いになってるかと思えます。
1:47:15	高天井今、白抜きされてる部分についてはそういう本当に付けるものはないのっていう議論とかまだできてなかったかなというようなところもありますので
1:47:31	す、ちょっとそういうところかなと思いますちょっとただ、高店長飛んでますけれども、
1:47:39	加治管ポンプのところは海水ポンプエリアのところは
1:47:44	屋外でもあるということ考慮した上でそ
1:47:50	別の組み立てもあり得るかもしれませんのでその辺はちょっと、よくご検討いただいたらいいかなということがございます以上です。
1:47:59	関西電力大江発電所からの電気保修課はまだですけども、移転、ちょっとご説明差し上げたいんですけども。
1:48:07	す。
1:48:09	格納容器内の高天井エリアの補足説明資料の180ページに、左側のフロアの方の感知器の配置と、右側に、
1:48:20	同じようにこの感知器の配置図を載せていますが、
1:48:24	右側の一部白抜ってのはこちら空間でして、
1:48:28	先ほど弊社タナカの方が京都消防局の説明しましたが、結果しては、床面はこちらはすべてこの感知器で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:40	監視できているっていうような状態になっています。右側のこの白抜は空間であるものが置けるようなエリアではないので、
1:48:48	米をすべて結果しては見れるというようなちょっとちょっと事前のその京都ショウボクの整理が悪い。
1:48:56	ていうふうに考えております。あと、使用済み燃料ピットエリアも、
1:49:00	今の感知器で一応、床面は網羅的に入れてると、いうふうに考えております。
1:49:06	以上です。
1:49:08	モリヤで、モリヤですけれども、そうしました。ちょっとそこら辺は説明の整合を 179 ページですか、その辺りの説明と能勢説明の方現状にあわせ整合をとった説明していただければというふうに思いますので、そこはお願いし
1:49:26	説明のほうは修正の方お願いします。
1:49:31	はい。関西電力大飯発電所、儘田です。了解しました。
1:49:46	渡瀬牛島でございます。今弊社の衛藤発電所の濱田の方からですね、現場の設計のサイズのところから説明を補完させていただきました。格納容器の中の高天井、
1:50:01	とかですね、政府品等のマップユーザー新燃料中国ですか、また家電状のところはですね、実態としては床面を網羅、網羅する形で設計ができてるということで、
1:50:14	この共同椎野消防局の拠り所というんですか、その使い方というのがちょっと違うといったところも勘案してですね。
1:50:24	資料の方は見直しが用かなというふうに考えてございます。その上で、先ほど守屋さんもおっしゃっていただいたんですが、赤天井等、屋外というのは、ちょっと消防法の要求上も、差別カーすべきではないかというのは少し考えるところもありますので、
1:50:42	ちょっと屋外の海水ポンプというところではですね、先ほど高天井のところとはちょっと違った、違ったというのはその裾。
1:50:53	高天井のところと屋外の説明の工夫の仕方というのはちょっとあるのではないかなと。今そのようにちょっと考えております。書き方の工夫について検討が要るかと思っております。以上です。
1:51:12	規制庁の岩野です。ありがとうございます。ではちょっとその点について引き続き検討をお願いします。ちょっとこれについてもう 1 点だけお伺いしたいんですけども。
1:51:20	補足説明資料の 180 ページのところの、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:51:24	左側の図のエレベーション●●(非開示情報)メートルのところ、
1:51:29	これの下側のところがですね、この感知器で網羅されていないように見えるんですけど、これについてはそのさ、今、今のところ説明があってるその京都消防局の、
1:51:41	規程を用いて、火災感知器を設置しないっていうふうに行っているところなのか、それとも床面がないので置けませんっていうところなのか、ちょっとどういうところ。はい。阿保の麻生ですね炎感知器についてですけれども。
1:51:55	どういう理由で設置しないような設計になってるかっていうところをちょっと説明をお願いします。
1:52:05	関西電力郡発電所まで例数。
1:52:08	180 ページの左側の水色の。
1:52:13	所。
1:52:14	かと思いますが、こちらの、
1:52:18	エリアには、
1:52:21	天井面にグレーチングがありまして、
1:52:25	そのグレーチングの下に感知器をつけることでこのエリアは、火災の感知をずるとしています。
1:52:34	で、その水色のところの上をエリアについては、右側の、
1:52:42	経営の壁面、
1:52:47	沿いに炎感知器を、
1:52:49	設置することで、その上のエリアの床面が見えるような感知器設計で、
1:52:59	下のフロア、勝部右側の絵のフロア。
1:53:03	の、以下をすべてねらっているという設計にしています。
1:53:09	その青いエリアの説明でよかったでしょうか。一応以上でございます。はい。
1:53:23	はい。規制庁の今野です。承知しました。先ほどのグレーチングのところの話で、グレーチングの
1:53:31	実際のグレーチングの写真であるとかその設置状況を示してくださいって言ったところをお願いしてたんですけど、ここ、この部分のグレーチングについても、資料を追加して、
1:53:41	いただけますと幸いです。それからもう1個ですねこの、
1:53:45	先ほどグレーチングについては今後また整理していくようになってると思うんですけど、このこのグレーチングについても、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:52	そこの整理、さっき、先ほどのそのグレーチングの整理と同じ整理がなされるという理解でよろしいでしょうか。
1:54:00	はい、関西電力大飯発電所はまだです。はい。グレーチングの整理ははい。同じでございます。ただ一旦イワノtheの今現状大飯三、四号機運転中でございます、
1:54:12	今、私どもが準備しようとしてたグレーチングっていうのは、この格納容器外のところのグレーチングを準備したいと思っているんですが、その点はちょっとご容赦いただけないでしょうか。
1:54:25	以上でございます。
1:54:28	規制庁の岩野です。少々お待ちください。
1:54:41	北野今野です。
1:54:43	グレーチングの写真なんですけども、別のプラントで似たような場所とかであれば、そういった写真でも、
1:54:52	もしもそういった写真があればお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。
1:55:00	はい。関西電力発電所浜田です。はい。ちょっと他プラントのちょっと
1:55:07	赤浜1双子費美浜3号機は、基本プラント設計が同じで、あのおさ、
1:55:15	今、高店長のエリアにはグレーチングはないっていうのはわかっておりまして、ちょっと三、四号機の方を、高浜34号機の方確認しまして。はい。ちょっとまた資料の充実は。はい。佐瀬。
1:55:27	できればさせていただきたいと思います。以上です。
1:55:35	規制庁の岩野です。ありがとうございます。それではそのようにお願いします。
1:55:39	すみませんちょっと今もう時間が大分超過しておりまして、関西電力におかれてはこのままヒアリングを続けるのかそれともちょっと別の予定があるので、一度昆、今日は中断した方がいいかっていうところ、回答いただけますでしょうか。
1:55:59	関西電力現職事業本部城間でございます。長時間となっております恐縮ではございますが引き続きお願いできればと思っております。
1:56:14	はい。規制庁の岩永です。承知しました。少々お待ちください。
1:56:21	今残ってない。
1:58:29	はい、規制庁のイワノですお待たせしました。すみませんさっきの屋外と、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:34	海水ポンプエリアとかの話なんですけども、我々屋外エリア全体として見ていて今の海水ポンプだけではなくて、クレディーのエリアについても同じような整理が必要だと思っているので、
1:58:46	その点もちょっとご承知おきください。
1:59:31	はい。規制庁の今野です。すみませんお待たせしました。
1:59:35	それではちょっと次の項目に移ります。次はですね資料 1 の 7 ページをお願いします。
1:59:57	はい、規制庁の今野です。また、資料の準備ができたからお声掛けいただけますと幸いです。
2:00:35	すみません規制庁の岩野です。あわせてですねすみません資料 2 の、
2:00:40	59 ページも、せ、準備をお願いします。
2:01:14	発電量原子力事業本部クマクラでございます。この資料 1 の 7 ページを、資料 2 の 59 ページ。
2:01:22	用意ができましたので、よろしくをお願いします。
2:01:26	規制庁の西内ですけど。
2:01:29	ちょっと 59 ページと言って申し訳ないんですけど資料 2 の 60 と 61 の方がわかりやすいのでそっち側で。
2:01:35	私からは 1 点だけなんですけど、
2:01:40	61 ページの方が、なんか的にわかりやすいですかね。
2:01:46	本館建屋側の方の話なんですけど、結局ナンバーはナンバーツーの間近法バーンっていうものと、ナンバースリーの総合操作盤っていうものがあって、
2:01:56	結局、どっちを正として監視をするのかって言うところの観点でお聞きしたいんですけど。
2:02:03	要は
2:02:04	保安規定の下部規定の方で、具体的なその間C要領みたいなものを多分定めてると思いますけど。
2:02:11	結局ナンバーは何番Ⅱをそれぞれ干渉するってしてるのかそれともナンバースリーで一元的に監視をするってしているのか、その違いが、その制服みたいな意味合いでなんですけど、その違いが何かこの 59 ページ 60 ページ目の表とかでちょっと見えなかったのもその部分をお伺いしたいんですけど、実際どう考えているんですかね。
2:02:32	はい、関西電力大井発電所です。
2:02:35	はい。す。ナンバー3 の火災受信機盤かつこ総合監視盤の方で、総合的に一般することを、今現状計画しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:47	以上です。
2:02:48	西内です了解しましたであれば、ちょっとその 59 ページとか 60 ページの表現はちょっと正確に表現していただきたいと思うんですけど、今のままだと、多分
2:02:59	意味合いが若干ちょっとよく読み取れないんですよ。ナンバーワンでも監視するし、ナンバーツーでも監視するしナンバー3でも監視するよっていう文章にしか読めないんで、
2:03:09	今の説明を聞くと結局ナンバーワンと何番Ⅱは最終形としては早田只野電装機能。
2:03:16	伝送盤ってというのが何か主目的になっていて、サブ的な目的としてちなみにあの監視もできるよ。ただメインで監視は総合操作盤の方で一元的にやりますよって意味合いだと思うんですよ。
2:03:27	そこら辺がちょっとわかるようにここら辺の表現を直していただいてもいいですか。
2:03:36	関西電力発電所濱田別、はい、了解いたしました。
2:03:41	はい。よろしく申し上げます私からは。はい。所長マークモリヤですけど一応念のため確認ですけどナンバースリーについてもナンバーワンナンバーツーと同じような、何だっけ非常電源の確保ですとか耐震性ですとかその辺はしっかり確保するっていうことでしたよね。記述は
2:04:00	あったかもしれないけど確認できなかったんですいませんお願いします。
2:04:04	はい。関西電力濱田です。はい。その通り。はい。電源の確保であったり。はい。
2:04:12	耐震性についても耐震性については現状維持させます。はい。設計上考慮しております。以上です。
2:04:21	了解です。もし不足したらちゃんとフォローしておいてください以上です。
2:04:29	規制庁の岩野です。すいません。あともう1点ちょっと総合通信基盤に関して、
2:04:34	伺いたんで、伺いたいんですけども、この総合受信基盤の新設の目的ってというのが、59 ページの 6 行目のところから、書いてあるんですけど。
2:04:44	こういうその目的は含まれてるのが含まれてないのかというところをちょっとお伺いしたいんですけど、これまで中央制御室では、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:57	水、そうですね今回のバックフィットで中央制御室等で監視することが中央制御室になっていて、そういうバック等、中央制御室でしっかり見れるようになっていう。
2:05:09	主事のバックリとしてるんですけども、バックフィット前の時にその附属建屋での火災の情報っていうのは、
2:05:20	中央制御室で見えてなくて、今回、バックフィットに合わせて総合受信機盤を設置して、附属建屋の火災の情報についても、
2:05:30	見れるようにしたというような趣旨があるのであれば、
2:05:34	資料に反映していただきたいと思います。もしないのであれば、その内部でちょっと回答をお願いします。
2:05:48	関西電力原子力事業本部からウシジマでございます。今おっしゃっていただいた趣旨でですね、バックフィット等の要求が明確化された際にですね、中央制御室等であったものが、
2:06:01	中央制御室となったことを踏まえまして、以前であればですね別建屋は別建屋で監視してあって、以降で中央制御室で警報が出た。
2:06:12	ことはわかるというふうにしていたものもですね、今回学園との要求を踏まえた形で、別建屋のものがですね、光伝送で、アナログ情報が確認できるようにというふうにしたものでございます。
2:06:27	ですので、59 ページの説明の、受信機総合 10 番の設置のねらいですね、そのところにその趣旨がちょっとまだ書き切れてないということかと思しますので、
2:06:41	そういったことも加味して追記したいと思います。
2:06:46	はい。規制庁の岩野です。趣旨について承知しました。嘘。そうしますと補足説明資料の充実化の方をお願いします。
2:07:05	関西電力原子力事業本部からタナカでございます。すいません。ちょっと先ほど西内様からコメントいただきました件に関して補足させていただいてもよろしいでしょうか。
2:07:17	はい。お願いします。
2:07:21	すいません。
2:07:22	はい。お願いします。
2:07:25	はい。
2:07:26	藤。
2:07:31	はい。
2:07:33	失礼いたしました。それで、衛藤、ページで言いますと 60 ページのところに、破碎受信基盤の用途に関して整理させていただいております。ち

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	よっとそちらに関してちょっと意図をちょっともう一度すみません説明させていただきます。
2:07:49	先ほど濱田の方から、今後、運用としましては、3 ポツ、ナンバー3 の火災受信機盤かつこ総合操作盤を主として活用すると。
2:08:00	いうふうに記載をさして、明日ご説明をさせていただきました。で、今こちらの表のところの用途につきましては、3 の総合操作盤の火災受信機盤につきましては、
2:08:11	メインの目的としましては附属建屋の火災感知器のアナログ情報等の監視としておりまして、2 ポツ目のところで、利便性向上を目的に、中央制御室内の火災受信機盤 2 台のアナログ情報等を統合して監視。
2:08:26	というふう書き分けて記載してございます。こちらの意図といたしましては、前火災区画の監視を達成するためにはこの総合操作盤を主として、こちらに関して、監視するという意図ではなくて、No. 123 の、
2:08:46	それぞれの間、火災受信機盤を使って、それぞれの他、火災区画の感謝火災感知器の監視をすると。
2:08:57	いうところを書き分けて記載しているものであります。
2:09:00	で、総合操作盤にまとめる操作といたしましては、あくまで運用上の利便性向上を目的に実施しているものでありまして、中央制御室で監視という要求につきまして達成するためには、この利便性向上を目的に総合操作場でまとめると。
2:09:19	いうところにつきましては、必須事項ではないと考えておりまして、それを達成するためには、あくまでこの火災受信基盤ナンバー1 からナンバー5 を、それぞれを監視することによって達成できるものと、
2:09:32	いうふうに考えておりますのでこのような記載の仕方をしているということでございます。
2:09:37	補足は以上になります。
2:09:42	規制庁西内です。
2:09:47	規制庁西内です。ちょっと幾つかあるんですけど、まず今補足いただいた点からなんですけど記載の趣旨は理解しましたんで。
2:09:59	そうすると、多分その記載の趣旨とは違って、純粹に手順の観点、実際の
2:10:06	ジツウ
2:10:08	監視操作の、要は下部規定としてどうしていくのかっていうところをお聞きしたいんですけど、その際にはもう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:17	その間思想総合操作盤だけを見て、全部監視しますよってそういう手順を作ろうとしているってそういう理解ですか。そこも、今さっき説明があったように、
2:10:27	それぞれ見に行くようなイメージを考えてらっしゃるんですかね。
2:10:35	関西電力原子力事業本部田中でございます。手順といたしましてはご認識の通りで総合操作盤の方を中で見に行くというふうな運用を考えてございます。
2:10:48	規制庁西内です了解しましたであればなんですけど、今多分その書き分けが多分ちょっとうまくできてないだけなのかなと思いますので、
2:10:59	実際の火災防護審査基準を達成するためにこういう設計にしている。実際の監視手順みたいな実際の運用としては、こういった形で総合操作盤を正として見ようとしているとかそういうのがもう少し具体的に表現いただければ誤解はないのかなと思います。
2:11:15	だが、そういう観点で、ちょっと記載の充実化だけお願いしてもいいですか。
2:11:23	関西電力原子力事業本部田中でございます。コメントの趣旨、足をいたしましたそのようにわかりやすいように表現を見直させていただきます。
2:11:32	はい規制庁に周知ですよろしく申し上げます。
2:11:36	ちょっとあとはもう1点、もう1点あるのが、
2:11:42	その審査、火災防護審査基準で言うところの、
2:11:46	重層等で、もともと中操等で監視ができることってというのが頭がなくなりましたよと。その対応、それに対応するために、
2:11:57	総合操作場用附属建屋分を達成するために総合操作盤を入れた後、
2:12:03	もともとワー総合操作は見てもようアナログ情報。
2:12:10	要は何か附属建屋で何か火災が起きたよってということだけを中操で監視できていっていわゆるアナログ情報までは監視できなかったんだけど、それを審査基準の改正に伴って要求事項が変わったので、
2:12:21	そこを対応しに行ったってそういう理解でよかったんですかね。
2:12:30	関西電力原子力事業本部タナカでございます。ご認識いただいてる通りでございます。
2:12:38	西内です。了解しました。
2:12:44	であれば、ちょっとこれは何か今言う話じゃないかもしれないですけど、なぜ今までこの説明が一切されなかったのかってすごい疑問なんですけど、なぜしてなかったんですってこういう説明を。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:59	この間私がちょっと総合側の話聞いたから何か出てきた資料だと思うんですけど、バックフィットの趣旨を踏まえてという、こちらがそもそも確認しなかったのはちょっとあれかもしれないんですけど、なぜ今、今になって、
2:13:12	今まで説明をされなかったんでしたっけっていうちょっと素朴な疑問なんですけど。
2:13:54	関西電力原子力事業本部田仲でございます。
2:13:58	改正情報につきましては当初よりこの改正、中央制御等の等の記載がなくなったことによる、設計変更に関しては承知しております、中央制御室での宮奈良 5 情報をすべて、すべての全火災区画に対して網羅的に監視できなければいけないと。
2:14:17	いう変更を受けて、その通りに改正するものということで論点なしとして当初より設計としては盛り込んでいたんですけども、説明としてちょっと特段、ピックアップしていたというものではなかったというものでございます。
2:14:33	浅野横井発電所んレース、あ、すいません、1 点補足させていただきたいんですけども、補足説明資料の、
2:14:40	280 ページ。
2:14:44	281 ページ、これが一番最初の申請当初からの補足説明資料には載せておまして、
2:14:53	ここの方で資料としては、説明させていただいております。こちら中央清潔で適切にできる設計ということで、
2:15:03	当初はこの説明資料で説明しておったんですけども、先日西内様のコメントをいただいて、今回追加資料を行ったと。
2:15:12	いう流れでございます。以上です。
2:15:17	規制庁西内ですおっしゃる通り確かに補足がちゃんと出てたんですね すいませんそれ、すいません失礼しました。
2:15:24	で、ちょっとその上でちょっと 1 点だけ念のためなんですけど、ちょっと私も後でちゃんと自分の目でしっかり見ておきますけど。
2:15:30	基本設計方針の変更とかは特になかった。この部分はされされてるんでしたっけ。
2:16:00	当てる原子力事業本部クマクラでございます。所長お時間いただけますでしょうか。
2:16:09	はい。はい。規制庁の今野です。承知しました。
2:17:57	規制庁西内です。ちょっと今私も見てて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:18:01	申請者の諮問を 16 ページと、他の部分ですかね。
2:18:06	今同じところ見てらっしゃいます。
2:18:18	隠蔽所の 3、2-8-4-3-16、基本設計方針のところを今、
2:18:28	同じ場所ですよね。で、ちょっと読んでて思ったのが結果として記載は変わらなかったっていう多分そういう話ですよね。
2:18:40	はい。関西れる原子力事業本部クマクラでございます。西井さんのご認識の通りで結果として記載は変更がないといったところでございます。規制庁西内です理解はしましたで。
2:18:54	ちょっと一方結果として記載わからなかったっていうのはよく理解できるんですけど、一方で、もともと書いてる文章から意味合いが変わるわけですよね。はい。言いたいことは、要はもともとは別にアナログ情報っていう意味。
2:19:07	では書いてなかったわけですよね。何かしら、ある程度状態がわかればいいよねくらいの形で書いてたのが、今回は、基本設計方針としてアナログ情報としてしっかり監視できるようにしましたっていう意味合いに変わったって理解でいいですよね。
2:19:32	関西電力原子力事業本部クマクラでございます。ご認識の通りで、結果として、アナログ情報監視できるようになったと。そういう理解で、問題ございません。
2:19:44	規制庁西内ですよく理解できました。
2:19:48	であればですよ。であれば、
2:19:50	基本設計方針としては変えているわけですよね実態は。
2:19:56	ただ、文章上記載が変わらないからこのままでいってかかっていうような考え方が果たしてどうなのかっていう疑問はあるので、ちょっとよければその部分については関西電力としてもしっかり、
2:20:06	考えていただきたいなとちょっと思うところです。よろしく申し上げます。
2:20:20	はい、関西電力、牛島でございます。今西様のご理解の通りでありまして、ただ、今回ですね、基準の改正も踏まえて、失火ような、中央制御室ではなく情報も、
2:20:34	確認できるようにということですね、設備対応もちゃんと取っているところもございますので、ちょっとこの辺り記載についてですね、検討させていただきたいと思っております。以上です。
2:20:48	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:50	規制庁西内です。実態、ちゃんと設計をしていただいている、しかもかなり手厚く設計をしていただいているってことはよく補足も充実いただいでよく理解できましたので、
2:21:02	あとはそもそも基本方針、基本設計方針の変更ってどういうものなのかと、文字づらが変わんなかったらいいよねって話。
2:21:09	ではないと思っていて、やはりその次、発電所の実際の設備設計、
2:21:15	をするための基本設計方針ですよね。まさにそこを変えているわけなので、であれば文章上も反映すべきって思うところではあるんですけど、そういった観点でもご検討は一度いただければと思います実態として。
2:21:29	しっかり設計されているっていうのはよく理解できましたので私からは以上です。よろしくお願いします。
2:21:38	はい。葛西牛島でございます。今おっしゃっていただいたご指摘の提案承知いたしました。基本設計方針の中で、はい。検討させていただきます。以上です。
2:22:02	はい。すいません。関調査官お願いします。
2:22:10	すみません規制庁の関です。ちょっとここまでのコメントのところで大体と
2:22:19	日、
2:22:20	いわゆる 10、保安水準に関わるところの議論が大体終わったと思いますのでちょっと時間をしてるんでまずあの、ちょっとモリヤが中座するんでちょっと1回ここで示され、示させていただい
2:22:33	て、1回まとめさせていただいて、それであとちょっと細かい手続き的な話を、この後したいと思いますちょっとそれでよろしいでしょうかね。
2:22:47	はい、河瀬原子力事業本部島でございます。進め方について異論ございませんのでよろしくお願いいたします。
2:22:54	はい。規制庁のセキですそれでちょっとここまででまとめなんですけれども、ちょっとここモリヤとも含めて議論してる中でやはりちょっと一番引がかっ。
2:23:04	他のは、保安水準を使うときに、
2:23:13	を通す。ごめんなさい。まず、ごめんなさいバックフィックの中止のところの網羅的であるところと、関西電力が主張され、
2:23:24	しよつとさ、している。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:31	波源のあるところにねらっておくってところがやはりちょっと一番、今日話、事実確認をした中では一番大きなところだったのかなっていうふうに思ってます。
2:23:41	それで、ちょっとこっちの方でどこまでそれを使うんだというところでその他か天井エリアであるとか、
2:23:49	ちょっとプールの話まで、
2:23:54	ちょっと話がおよんでしまったんですけども、ちょっとお互い、やはりこの部分については甲斐菅。
2:24:04	爆1棟の趣旨も含めて考えるとですねやはり、
2:24:09	大きいところなので、そこは僕議論しないといけないんだろうなと思ってますんでそうすると、ちょっと、
2:24:19	ヒアリングでどこまでやるのかなってというのがちょっと疑問なところがあるんで、そこは本当にしなきゃいけないような話であれば、ちょっとしっかりしましょうねっていうのが1点。
2:24:31	二つ目は、ただするにしてもですね、なかなか会が、
2:24:37	見えるような話でもないの、やはりちょっとどこの場面ですのか、っていうことですね本当にその高天井とかその屋内のところまで、
2:24:48	そういう設計思想でやるんだってその思想論から話で入っていくのか、それともやはりそういう設計としてそういうふうに考えるのは限定的に考えるんだっていうところで、
2:25:02	やはり私たちもう
2:25:06	話の仕方が違ってくるので、どこのところに本当に使わざるをえないのかほぼ別のところで、
2:25:17	J9のところについては
2:25:20	今まで説明したところも網羅的なところでの説明がきちんとつくのであればやっぱりそういうところかある程度そういう議論をする。
2:25:29	対象を、
2:25:31	限定。
2:25:33	できるのかっていうのはやはり、
2:25:39	これを最後終わらせるためのテクニックとしてですねどこでやっぱり議論し、しないといけない。どこの、
2:25:47	エリアでやはりそれを議論して、しなきゃいけないのかっていうのは少し、関西電力の方でもさっき、最後はおっしゃってたけど、1回議論していただきたいと思いますというのが二つ目の話です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:00	その上で、私たちが若干は、私個人的ですけど思っていたのは、先ほどお話もありましたけれども、
2:26:14	屋内と屋外の違っているというのは私たちもあるんだろうなと思ってますんでそこが一番大きいところは、やはり屋内の障防法でしっかりし規制がされているところ。
2:26:28	ですねそれに対して屋外というのは消防法では、
2:26:34	区画を設定する必要性は必ずしも必要性がないただ、安全上重要な機器のところ、
2:26:41	んなりというところを規制法でもっていくところ、段階である程度過去2的に設定するところがあると思いますので、やはりそのときに、
2:26:52	どういう
2:26:55	区画の設定をするのかなあというところっていうのは少し、
2:27:00	事業者としても、考える余地があるのではないのかなというふうに思います。
2:27:06	それでその上で、さらに囲ったところはきちんと見る。
2:27:12	については網羅性があるのか、それともえんとしても何らかの理由によりないのか、できないの。
2:27:21	しできないからしないのかであるとかそういうところはしっかりとちょっと整理をしてもらいたいと思います。
2:27:29	で、屋外のエリア、
2:27:32	で考えるとやっぱ大きく二つあって、下海水。
2:27:37	オペエリア等、
2:27:39	Dのところ二つですけどもやはりそこ。
2:27:43	安全上重要な機器の配列とか見ると、やはり海水ポンプはDB機器でもあるし、
2:27:52	また系統的に見てもう系統分離しないといけないというようなところ。
2:28:01	という特徴があると思うし、片や
2:28:06	非常用DGのところについては、SA単体だっているところ。
2:28:14	というやはり違いがあると思うんでそのところでどういうふうに、その違いがつけられるのかつけられないのかっていうところも含めて、検討する余地があって、その中で、
2:28:26	どういう方で、関西電力設計報酬示すのかなっていうのが、
2:28:32	私たちとしては、きちんと最後確認をしたいなというふうに思っているところですよちょっと私個人的な思いを申し上げましたけれども、そのとこ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ろで一旦整理をしていただいてってところをご検討いただきたいと思 います。
2:28:46	ここまでで、ちょっと1回何か関西電力してどうしても確認したいことが あればどうぞ。
2:28:59	関西電力建築事業本部牛島でございますありがとうございます。今まと めていただいた論点といいますかポイントにつきましては私ども先ほ ど、
2:29:08	やりとりをさしていただいでですね、考え方の整理というのは同じ、今整 理いただいた道筋をたどりながら理解をしていってたと思っております。
2:29:19	なので、国内の高天井と屋外通っているところでは、障防法の要求によ るところの差別化というところが道筋としてあるんじゃないかという思い はございますのと、屋外の海水ポンプ等空冷理事。
2:29:36	ちょっとまだ違いといったものも、何がしかの説明といったところおっしゃ るところは理解をいたしました。
2:29:43	今まとめていただいた展開につきましてこちらも同じ理解をしてございま す。ただそれについてはこの検討が必要だという理解でもございます。
2:29:57	はい規制庁のマーク1を選択肢がお互い、
2:30:02	ずれがないということはわかったので、それで、その上で、必要な主張 をしていただいで、やっぱり審査会合で議論する、本当にしなきゃいけ ないんであれば
2:30:14	特殊できるだけ、
2:30:18	イシボリに絞った上で議論をしたいと思しますので、そのところをお願 いしたいと思います。あまりそれで何でしょうね対象範囲をどんどん広 げていくっていうのはちょっと、
2:30:31	ただ単に時間を浪費していただいでしまとまらないと思うので、ちょっとや っぱさういう、
2:30:40	今までの経緯があつたんだけれどもやっぱり最後まとめるにあたってど こを譲ってどこを、
2:30:46	がやっぱり譲れないのかっていうところはやっぱり、最後整理をしていた だきたいなという趣旨ですこれはまだHead求めませんのでよろしくお願 いします。
2:30:56	その上で次なんですけれども、私たちの考えとしてこの事実確認をして った後にですね最終的に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:08	十分な保安、水準使うところ、他のところについてはこういう使い方をしたいんだってということについて関西電力から説明をいただいてそれについて、
2:31:21	善し悪しも含めて議論をするっていうその審査会合をしないといけないと、最後は思っています。それでまとまり切れるかどうかというところ。
2:31:32	んだと思い、思ってます。それで、それについては今のところ2月の7日の週。
2:31:41	ぐらいのところねらっていきたいとは思ってますので、ちょっとイワノは次回以降とかって言い方をしてますけれども、やはりちょっとそこまでどこまでまとめられるのかなっていうのは、
2:31:54	少し割り切りも持ってですね考えて
2:31:59	できるだけ固められるようにしていただきたいというふうを考えてますその上で、ちょっとヒアリング、どこまでまとめて何をこうかというところを考えたいと思いますのでよろしくお願ひしますこの点について何かありますか。
2:32:18	はい、関西電力木嶋でございます。今おっしゃっていただいた今回のですね、高天井とか屋外の保安水準といったものについてどういった考え方で適用しているかということについて審査会合が必要で、
2:32:34	それは2月の7日あたりの週をお考えいただいているということでその点理解をいたしました。その上で、そこに向けてですね。
2:32:44	私どもの検討の練り直しであるとか、そういったものが、急いでついていく必要があると。
2:32:55	要はまたヒアリングで事実確認等していただく必要があると、今そのような認識をしたところでございます。以上です。はい。規制庁のセキですわかりました一応ちょっとそういうスケジュール感をまずもってやっていきたいと思ひます。それで、
2:33:11	ちょっと追いつかないようであればもう1回寿介護っていうことも考えなくてはいけないのかもしれませんが。
2:33:18	ただ、ある程度、
2:33:22	割り切れれば整理もできるのかなと思ひますので、とりあえずそれを目標に行きたいと思ひます。これについては特に返答求めませんので、そういう形で私達が進めたいと思ひますよろしくお願ひします私からは以上になります。
2:33:35	総括して何か、私なりモリヤなり含めた場で、
2:33:43	お話しされたいこととかあればお願ひします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:53	はい。赤瀬福嶋でございます。今まとめていただいた趣旨承知いたしましたので、ちょっと弊社の中で練り直しが必要な点も理解しておりますので、はい。まとめて参りたいと思っております。
2:34:06	はい。木全引き続きどうぞよろしくお願いいたしますありがとうございます。はい、規制庁の技術ありがとうございます一応モリヤここで中座させ、中座させていただきます。では今野室長の方からスズキの方させていただきます。
2:34:24	はい。規制庁の岩野です。では次の確認事項に移りたいと思います。
2:34:30	資料1の9ページをお願いします。
2:34:35	すいません。資料1の9ページと、あと、資料2の67ページのところからですね。
2:34:44	火災感知器の耐震性のところについて、資料の準備ができたならお声掛けいただけますと幸いです。
2:35:20	はい。関西電力原子力事業本部熊倉でございます。資料1の9ページを、資料2の67ページ添付9、用意ができましたのでよろしくお願いいたします。
2:35:33	規制庁の今野です。ありがとうございます。えっとですね、感知、火災感知器のSs機能維持要求をしているところについてなんですけど。今、まず確認したいところがですね。
2:35:46	審査、すいません。そうですね。今、この補足説明資料の方には、
2:35:52	Ss機能維持が必要な感知器の設置方法について、
2:35:58	網羅的に記されているというふうに理解してよろしいですか。確か申請書の方には基本的なものが、基本的な設置方法について、
2:36:09	申請書の添付資料の方に入っていて、補足説明資料にはそれ以外の方法が載っていると、今回既設のものも含めて記載してもらったというふうに理解しているんですけども。
2:36:20	これで申請書と、添付し、補足シェア申請書の添付資料と補足説明資料を両方見れば、全部網羅的に確認するというふうな理解でよろしいでしょうか。
2:36:33	関西電力原子力事業本部、田中でございます。ご認識の通りでこちらに記載しているものがすべてになってございます。ちょっと簡単に説明させていただきますと、
2:36:44	補足説明資料の70ページのところ、まだござい71ページから、再建も含めまして、それぞれの創造計画について記載しております、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:36:57	まず、71 ページ、第 5-5-2 表につきましては、こちらにつきましては、今回の設工認申請書に記載している、耐震計算書に記載している行動計画書、
2:37:11	新たに設置する感知器における耐震設計計算書の構造計画の方を再掲してございます。
2:37:18	続きまして第 5-5-3 につきましては、こちらにつきましては、再稼働の時に 5 人、項 2 で認可いただきました。
2:37:29	今までつけた火災感知器の構造計画を示しております
2:37:37	こちらでも再稼働工認の構造計画を再生しているというものでございます。
2:37:42	続きまして第 5-5-4、すいません、ページ番号つきまして 75 ページ以降につきましては、こちらが今回の設工認申請で
2:37:56	新たに設置する、火災感知器の、基本的な支持構造以外の火災感知器の構造計画というところでこちらが今まで、補足説明資料にて記載させていただいた構造計画となっております。以上でございます。
2:38:16	はい。規制庁の今野ですね説明ありがとうございます。網羅的に記載がされているということで承知しました。これについては引き続き確認図こちらの方で確認して、
2:38:27	何か疑問、確認する点があれば次回以降のヒアリングで確認させていただきたいと思います。
2:38:34	すいません。この点で、
2:38:38	そうですね。添付資料のとかあと補足説明資料のところについては、承知しました。
2:38:43	で、ちょっとこれは、次のちょっと下、お聞きしたい点はですね、新規制基準の時に、
2:38:51	どういうふうな申請書の作り方をしていたかっていうところなんですけど、
2:38:55	添付資料 2 は前回説明していただいた通り、基本的なものだけが、
2:39:01	添付資料の方に載っていて、基本的なもの以外の設置方法については、補足説明資料に、落とすというような対応、資料の構成になってるんですけど。
2:39:11	当時、資料作るにあたってどう、どういうものが基本的で、添付資料にして、そうじゃない、どういうものを補足説明資料に落としたのかっていうところの基本的なもの。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:39:24	なんていうんすかね考え方とか、どういうものが基本的なものを定義したのかっていうところをちょっと説明していただけますでしょうか。
2:39:51	関西電力大飯発電所はまだです。
2:39:55	すいません。基本的には回ろうという考え方なんですけども、感知器っていうのはもともと一般、
2:40:03	いいんで。
2:40:04	今回、もともと一括購入の時に、
2:40:09	Ss機能維持を要求されるという形で、ちょっと若干グレードが上がっていると、うちの観点からグレードが上がっているというものでして。
2:40:19	香月従来つける場合にはコンクリート躯体に、基礎ボルトでつけるっていうのが、最も一般、ポピュラーというか、メジャーというか、そういった付け方でしたので、その、
2:40:31	つけ方が、まず、一括高温のときに、
2:40:37	安心の説明書としていくとさせていただきます。
2:40:44	ていう、カッコいい時の整理は、一応それで、それだけの審査であったというのが、これだけというのが、この事実でございます。以上です。
2:40:58	はい。規制庁の岩野です。説明ありがとうございます。一般的なつけ方である、
2:41:04	原子力発電所に限らない限らず一般的な付け方についてつけ方をしていてそのつけ方について、基本的なものと扱っててそれでそうじゃないものは、補足説明資料にしたということで理解はしました。
2:41:17	そうなるんですね、
2:41:20	その代表性のあるつけ方を、基本設計をし添付資料にしているだかっていう話でもないんで、やはりちょっと
2:41:29	新基準の突起はもう少し網羅的に、Ss機能維持のやつ、設置方法については、見てなかったかもしれないんですけど、今回、補足説明資料にも入れていただいているので、
2:41:40	ちょっと網羅的に、Ss機能維持がンスベ設置の方法を網羅的にSs機能維持が達成できてるかっていうところはちょっと引き続き、私の方で確認させていただきます、
2:41:51	ちょっと確認の結果によっては
2:41:56	添付資料に、添付資料に格上げしてもらったりだっというところをちょっと検討するかもしれないです。これについて引き続き私の方で確認させていただければと思います。
2:42:19	はい。関西電力原子力事業本部、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:42:22	熊倉でございます。
2:42:24	今のご発言の件について承知いたしました。以上です。
2:42:29	はい。はい、規制庁の今野ですありがとうございます。少々お待ちください。
2:42:42	はい、規制庁の今野ですありがとうございます。ちょっと次の確認項目に移りたいと思います。
2:42:47	次の確認項目はですね、資料の、
2:43:02	すいません。資料の1の8ページのところです、ヒアリングコメント8番をお願いします。
2:43:12	ちょっと、
2:43:14	すいません規制庁の今野ですお待たせしました、えっと、
2:43:18	すいません。次の確認項目に移らせていただきます。次は資料の1-8ページのヒアリングコメントの八番をお願いします。
2:43:47	関西電力原子力事業本部クマクラでございます。資料1の8ページ用意ができましたので、よろしく願いいたします。
2:43:55	はい。規制庁の今野です。この点について、弱の4612、火災感知設備が消火系の関連系として、定義づけられてるっていうところは承知しました。
2:44:09	ちょっと過去の新規制のときの審査との整合性をちょっと確認したいんですけども、新基準の時も同じように、火災感知器を
2:44:23	そうですね火災感知器を、消火系の関連系として位置付けて説明していたというふうに理解してよろしいでしょうか。新基準の時も同じ整理だったかっていうところはちょっと確認したいんですけども。
2:44:48	すいません規制庁の今野です何度もすみません。は、私の方ですね新基準の時の申請書の安全重要度分類の表を確認したところ、火災感知器っていうのは、
2:45:00	その分類表の中に入っていなかったもので、新基準の時も同じような説明をしていたのか、同じような整理をしていたのかっていうところの観点でちょっとお伺いしています。
2:45:16	物流部原子力事業本部熊倉でございます。
2:45:21	浅井監事、感知器のですね考え方については、再稼働時の後任のときから考え方には変更はございません。
2:45:34	関連系として考えてございました。以上です。
2:45:42	はい。すいません規制庁の今野です。そうすると、すみません新基準の時の安全重要度分類の表の中には火災感知器入ってなかったように、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:45:53	思うんですけれどもそうするとちょっと次回以降の資料で良いので、火災感知器側は新基準の時にそういうふうな説明していたってところを、の、資料の該当箇所を次回の以降で良いので、
2:46:05	説明、教えて載せ教えていただけますでしょうか。
2:46:45	関西電力比留間でございます。おそらく今おっしゃってるところは、火災方法の基準の安全重要度分類の整理というのではなくて、プラント全体の再稼働の時の安全上重要度分類の、
2:47:01	整理表のことをおっしゃってるのかと思うのですが、その点攻めないでしょうか。規制庁の今野です。そうです。火災防護のところではなくって、安全設備のところの、
2:47:11	重要度麻生江沢のプラント全体の重要度分類だと思っていただいたら結構です。
2:47:18	当時のちょっと書き方がですね、旧KIの指針の記載レベルに照らして書いてたのか、ちょっとそういったところもちょっと確認する、しようとは思いますが、今回の改定、
2:47:34	につきましてはですね、健全性の説明もあわせ考えた上で、19-46 一井の細目のところまで、記載をしたというところでございます。ちょっとそのあたりで各グリーがですね。
2:47:49	どうかというところはこちらでもチェックをいたします。ただ、考え方が変わったかというところではないので、記載のレベルがどうであったかというところのチェックになるかと思っております。
2:48:00	また確認いたします。以上です。
2:48:05	はい。規制庁の岩野です。すいません。でも確認をお願いします。そうすると、すみません許可の添付 8 とかにも同じような記載があるので、もし、
2:48:15	そういうことであればそういったところも、今回変えにいくってことになるのかってところについても検討をお願いします。
2:48:31	はい。関西内海でございます設置許可の添パンチの安全の重要度分類のところ、もう確認ということは承知いたしました、
2:48:41	テンパちいの扱いそのものにつきましては、これ今回設工認のですね、本文変更で感知器のバックフィットの審査をいただいておりますけれども、
2:48:52	設置許可の添発については、何がしかの当該審査をまた伴う際にですね、基線適正化で、そういったところの何か、
2:49:02	というような変更があれば、あえて適正化させていただくというお作法にのっとることだと思っておりますので、すいません県館の方は確認いた

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	しますが、今回この設工認の手続きの中で、何か提示をすとかいうものではないとは思っております。以上です。
2:49:19	はい。規制庁の今野です。そういう考えであればそういう考えで大丈夫です。それも含めて、検討していただいて、次回以降のヒアリングで回答をお願いします。
2:49:36	はい。加瀬牛島です。おっしゃる点。承知いたしました確認の上でまた回答いたします。
2:50:01	はい。規制庁の岩間です。今の点のため確認なんですけども、添発のところを手動修正するのとかかどう修正するのとかというところについても、この審査のヒアリングの中で、
2:50:15	最後何かしらは明言していただけるというふうに理解してよろしいでしょうか。
2:50:27	はい。牛島でございますあくまで原発の記載の影響の有無を確認した上での話になりますが、もしなり、何がしかの記載の適正化が必要となった場合にはですね。
2:50:39	お作法としては、何がしか設置許可の本文変更を伴う手続きがあったときに、天端については適正化を行うという趣旨ですね、回答させていただくことになると思っております。
2:50:55	はい。規制庁の岩野です。承知しました。ではよろしく願いいたします。
2:51:00	はい。少々お待ちください。
2:51:40	あ、はい。規制庁の今野です。お待たせしました。すいません最後の確認事項に移りたいと思います。
2:51:46	江藤。
2:51:48	資料1の、何、資料1の2ページ、ヒアリングコメントNo. 2をお願いします。
2:51:59	すいませんまた準備ができたならお声がけをお願いします。
2:52:06	はい。菅参与原子力営業本部熊倉でございます。資料1の2ページ用意ができましたのでよろしく願いいたします。
2:52:20	はい。規制庁の今野です。ありがとうございます。前回のヒアリングの際にちょっとお聞きしたのはですね、火災の共通事項の項目は、
2:52:30	何に対する適用基準で、一方で、火災の共通項目が読み込んでいる。元0施設の共通項目の適用基準は、どの条文に対する適用項目かというところを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:52:43	お聞きしていった、その差は何なのかっていうところをお聞きしてたんですね。で、
2:52:49	今回ちょっと資料のところ、
2:52:52	うん。
2:52:53	なかなか
2:52:55	直接書いてないように思うんですけども。すいません私の理解だと、
2:53:01	その差っていうのは、13条 48条 55条 58条 57条、50は78条の、この条文に対する、
2:53:14	ところの適用基準が差になって出てきているというふうに理解してるんですけどそれでよろしいでしょうか。
2:53:28	関西の原子力事業本部クマクラでございます。少々お時間いただいてもよろしいでしょうか。
2:54:25	あ、すみません規制庁の岩野です。ちょっと何か説明があまりよくなかったのもう一度説明させていただいてもよろしいでしょうか。
2:54:35	語れる原子力事業本部クマクラでございます。ありがとうございます。よろしくお願いたします。
2:54:40	あと、すいません規制庁の岩野です。
2:54:43	すいません。あと、申請書の申請書って今お手元にありますか申請書の。
2:54:49	ですね。
2:54:51	03ーローマ数字の2。
2:54:56	ー。
2:54:57	8ー4ー3ー1、下河8ー4ー3ー1ですね、すみません、このページちょっと開いていただけますと幸いです。
2:55:15	はい。監査委員の原子力事業本部クマクラでございます。
2:55:19	3ー2ー8ー4ー3ー1。
2:55:24	基本設計方針のページですね、こちら用意ができましたのでよろしくお願いたします。
2:55:31	はい。規制庁の岩野ですありがとうございます。まず火災防護の基本設計方針の共通項目のところっていうのは、元0施設の
2:55:42	ここに書いてある通り読み込んでいますけれども、2.2の津波の防護を除くであったりだとか、5.8の電気設備の設計条件除くであるだとか、
2:55:54	いくつか除くっていうところが、いくつかの部店を除いて現施設を読み込んでいて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:56:01	今回の火災防護の共通項目の適用基準については、これらを除いたところの適用基準が、
2:56:11	火災防護の共通項目に書かれている。
2:56:15	一方で、元0施設の方については、除いたところも含めて全部の適用基準が書かれている。
2:56:24	で、
2:56:24	火災防護の共通項目と現施設の共通項目の適用基準の差っていうのは、この除かれたところ、2.2の津波であったりだとか6.4の放射性物質の汚染っていう除かれたところが基準の差になっている。
2:56:39	そういうふうな理解でよろしいでしょうか。
2:57:03	清野原子力事業本部クマクラでございます。所々お時間いただいてもよろしいでしょうか。
2:57:08	はい。規制庁の岩野です。承知しました。
2:59:55	はい。関西での原子力事業本部クマクラでございます。
2:59:58	先ほどご指摘、ご指摘いただきました申請書の基本設計方針の共通項目とあと個別項目の書き方というのと、
3:00:11	今議論なっております、事実確認していただいております適用基準及び適用規格について。
3:00:20	どのように共通項目として記載をするのか、個別項目として記載をするのかっていうところが、少しお作法といいますか。
3:00:30	当社の方で定めてるルールの方が、ちょっと違っているところがございまして、そこその点につきまして、湖面、
3:00:40	ハイト資料の方をちょっと充実させて、
3:00:43	いただきたいのですが、よろしいでしょうか。
3:00:49	はい。はい。規制庁の岩野です。今後充実化するというところについては承知しました。今の、さっきちょっとお聞きした私の認識ではなかったということですかねそれとも。
3:01:01	そうだったけど、うまく資料が申請書が直ってそういうふうになってなかったってことなんすかねそれとまた別の解釈になるんですか。
3:01:11	はい、関西電力原子力事業本部熊倉でございます。
3:01:15	えっとですね、
3:01:19	適用基準及び適用規格能に記載する、基準をどのように落とし込むのかこの基準は、共通、この基準は個別といったふうに落とし、
3:01:33	昆さんの考え方をですね社内のガイドとして、定めたものがございましてそれに則った形で、今回も適用規格基準を

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:01:47	記載してございます。その考え方についてですね
3:01:52	資料1の2ページの前半の部分ですね、こういう場合は個別条文の方に架空ですとか、こういう場合は、個別条文の方に整理すると、記載しているんですけども、そう。
3:02:06	その考え方というのをしっかり
3:02:10	つた伝わらなかったのかなというふうに感じまして点補足す、充実させていただきたいというふうに考えてございます。
3:02:19	監査ウシジマでございます。今熊倉の方がご説明しておりますのは、ヒアリングコメントなん。ナンバーツーのところの回答の第2番目のパラグラフのところですね。
3:02:32	また具体的な記載方法としてはというところで、工事計画認可申請における本部及び添付書類の作成要領に基づきというところからがですね。
3:02:42	社内ルールのことを説明しております、先ほど岩野様がおっしゃっていただいた、補正申請書の方ですね共通項目と個別項目の書き分けのお作法。
3:02:54	ていうところは、書き方のサポートして、当然あるのですが、この今、2ページ目の2段目のパラグラフのまた書き以降で書いております適用基準適用規格を書くときのをサポートして、
3:03:09	共通項目とか、あとその共通、2番目のパラグラフでいいか、書いてあるところになるんですけども、お作法としてコアの分類の仕方みたいなところを書いてございます。
3:03:22	それに沿って、細かいところでちょっと仕分けがされていたもんですから、今、岩野さんがおっしゃられた基本的な考え方というんですかね。
3:03:34	補正申請のところに書いてある共通項目と個別項目の書き分け、それとはちょっとまたメッシュの違ったところで、差異が出てきているといった説明でございます。
3:03:47	すいません。ちょっと補足になってないかもしれませんが、そういったところに差異が出てきているので、そのことについて説明するシートがこの2ページ目の資料でございました。
3:04:04	はい。規制庁の今野です。ちょっとすいません。ちょっと理解が追いついてないところがあるんですけど、お聞きしたかったのは、改めてお聞きしますけども、
3:04:16	火災をお聞きしたかったのは火災防護の、共通項目の、に書いてある適用基準と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:04:24	火災防護の共通項目は読み込んでいる元0施設の共通項目の適用基準がそれぞれあって、それぞれの差は何で、
3:04:34	どういう理由で差が出てきているのかというのがまず聞きたくって聞きたかったと、何かそこがお聞きしたかったのでその回答になるようなものを、
3:04:44	ちょっと次回以降また説明していただければと思います。
3:04:56	はい。関西電力原子力事業本部熊倉でございます。
3:04:59	資料の方は充実させていただいてどのように記載しているのかというのは、お伝えできるように準備したいと思います。
3:05:08	ただ、先ほど申しましたように、社内のまずどのような手適用基準や適用施策があるかっていうのを出してきた後に、
3:05:20	それを共通条文として書くのか個別条文として書くのかっていうのを、このコメント回答資料の2ページの後半ただし、
3:05:33	ただし書き以降のところでも書いてます通り、それぞれどういうふうに分離するのかっていうところで、記載を書き分けてございますので、その点伝えできるように、この資料を充実させていただきたいと思います。
3:05:48	以上です。
3:05:54	はい。規制庁の今野です。承知しました。すいませんちょっとまた
3:06:00	そうですね。資料を修正していただいて、ちょっと次回以降また確認したいと思います。
3:06:07	衛藤。
3:06:12	関西電力の牛島でございます。岩野様のご懸念というかご質問されている井藤からですね、ちょっと今熊倉が説明していました点のちょっと補足になるんですが。
3:06:25	2ページの中段の Paragraph 以降のただし書き以降という、申し上げたところなんですけど、その下に元0施設の共通項目として記載しているっていうこう書いてあるんですよ。
3:06:38	で、この適用中分と、結局企画をどこにどう変えていきますかという時の、
3:06:48	整理学として、主役として、神国井原子炉の元例施設の方をですね、収集として整備がなされているというのがこちらの適用規格の整理になってまして。
3:07:04	その共通条文とかそういったところは他の条文の要求からあるものもひっくるめて、現施設側の方は、消防法だとか施行令とか消防規則っていうのが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



3:07:16	共通項目側の方に上がってくるか、数括弧で書かれてますよねっていうのが、この言いたいことで、ただし、今回審査いただいているメインとなる。
3:07:27	火災防護の11条とか、設営の52条の方から見るときは、そこは江藤葛西防護設備のみ適をするというものについては個別項目の方に整理して記載すると。
3:07:40	ということなので、ちょっとその共通、適用規格基準を見たときにですね、何か障防法とか書いてあるんだけど、施行規則とか施行令施行規則はですね。
3:07:52	火災の方の共通条文には出てこなくて、元例側の方に出てくるけど変だよねとお感じになったんじゃないかと思ってまして。その辺の、
3:08:03	何ていうんでしょう、セイリガクっていうのは原理側の方の共通項目でちょっとそういったものを全部吸い込んで取り込んで整理しているというちょっとそんな関係性があるというふうにご理解いただければと思います。
3:08:17	そのあたりをちょっと説明したかった趣旨であるのですがちょっとうまく伝えられただけなのかなと。また見直しが必要かと認識させていただきます。以上です。
3:08:32	すいません規制庁の今田です。承知しましたまたご説明いただけますと幸いです。すみませんちょっと1年度、1点だけちょっと確認したいんですけど、今回火災防護の
3:08:44	基本設計方針とかは火災防護設備の項目の中の個別項目の中に入ってるんですね。で、
3:08:52	この火災防護の基本設計方針に対応する、適用基準規格っていうのは、火災防護の個別項目の適用基準、火災防護の章の中の、
3:09:03	個別項目の適用基準を見ればいいと思ったらよろしいですか。
3:09:16	すみません規制庁の今野です。もう一度念のために言いますね火災防護の基本設計方針。
3:09:22	に関する適用基準規格は火災防護の個別項目のところの適用基準規格を見れば、対応している基準規格がそこ示されているというふうに理解してよろしいですか。
3:09:42	はい関西電力原子力事業本部クマクラでございます。最後設備の個別項目としましては、
3:09:48	個別の条文の方をご確認いただければと思います。こちらの方で記載させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:09:57	はい。規制庁の今野です。承知しました。基本設計火災防護の基本設計方針のところは個別項目 9 の適用基準規格のところを確認して、
3:10:10	必要なものが入ってるかどうかというところは引き続き審査で確認させていただければと思います。
3:10:15	では比企衛藤、これについて今日のところは以上になります。
3:10:20	はい。すいません。今委員。こちらからお伺いしたい。確認したいことはこれで以上になります。
3:10:27	関西電力におかれては、そうですね。一度なかじめがあったところから以降で、何かお聞きしたいことが何か聞きたいこととかですね確認したいこととか、
3:10:37	あれば発言をお願いします。
3:10:57	はい。関西電力現職事業本部牛島でございます。中地メサをしていただいた以降ですね、受振金番であったり、感知器の耐震性であったり、今の共通事項等、
3:11:12	個別項目の書き分け或いはその健全性にちょっと関連しますが、安全機能の重要度分類、そういったやりとりをさせていただいて決まりましたが、
3:11:24	提言等については理解をしたつもりでございます。何がしかの回答なり充実が必要というふうに理解をいたしました。
3:11:34	はい。規制庁の今野です。ありがとうございます。それではすいません最後にちょっと資料が次、いつぐらいに出てくるかみたいなめどを伺ってなかったなと思いますので、
3:11:44	もしその辺めどがあれば回答をお願いします。
3:13:30	関西電力現職事業本部牛島でございます。本日は梶梅野段階ですね、2月7日の週に審査会合ということ念頭に調整いただくと。
3:13:43	というようなこともおっしゃっていただきましたので私どもの中でもですね、今後頑張っていくという意味合いで、まず、今日の中にですね、
3:13:54	頑張っさ、すぐにご回答できるものと、少しお時間をいただいてよくか考えないといけないなと思うものがあると思いますので、少し整理精査させていただいて、
3:14:05	まず第1弾目のご回答としてですね、21日金曜日、
3:14:11	にですね、比較的まだ早々にお返しできるのではないかとと思われるものを21日にお返しさせていただいて、その上で、
3:14:22	次に第2弾目と言っては語弊があるのですが、残りの回答ですね、28日辺りを考えて進めていくという、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:14:35	進め方でいかがかと思うのですが。
3:14:54	はい。規制庁の岩野です。そうですね。1 番目については承知しました。ちょっと 2 段目については、ちょっとスケジュールではまるかっというところはちょっと検討をし、
3:15:07	ちょっと関の方とも相談をしたいと思います。
3:15:12	はい。少々お待ちください。
3:15:19	すいません西内ですけど、ちょっともう今日セキが野瀬中座してしまったのであれなんですけど、ちょっとスケジュール感の観点だけなんですけど、ちょっと今第 1 弾として改正そうなものと第 2 弾としてって話があったと思うんですけど。
3:15:34	ちょっと第 1 弾に何が載ってくるかがこっちとしては重要で、要は今日話をした事項を、全部が全部会合までに必要かっという、
3:15:43	ある程度早めには欲しいんですけど、その中でもやっぱり優先度を強弱あるとあっていてそういう意味でちょっとこういうところについては早めに出してくださいっていうのはちょっとこの後イワノから話をするのでそういったところを優先的に作業をいただいて、
3:15:57	その優先的に作業いただくものを、できれば今週中に 1 日っていうの第 1 弾に載せていただければ、こちらとしてもある程度の同じような共通にしか取れると思うんですよ。
3:16:09	そういう意味でちょっとこれからイワノの方からちょっとお話をさせていただくのでちょっとそれを含めてちょっとスケジュール感どうかっていうのもう一度ちょっとご検討いただければというのがまず 1 点です。
3:16:18	で、もう 1 点は、
3:16:21	本会合って、これ、介護の説明資料って何を使うイメージで考えてるんですかね。
3:16:27	今、ヒアリング資料としても補足説明しろ淡々と進んでますけど介護用のパワーポても作らないイメージで考えてます。
3:16:37	1 点目はちょっとこの後補足するので先に 2 点目の会報の説明書は何考えてますかっていうのをちょっと教えてもらってもいいですか。
3:16:50	はい。葛西牛島でございます。今 2 点目の会合の資料というのはですね、これ、前、以前も
3:17:00	十分な保安水準というところについて高線量のところですね最終的に保安水準の適用の仕方とか、考え方というものを、
3:17:13	まとめるに当たってはですねパワーポイントという形態が必ずしももうこだわらずに、当社、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:17:20	説明させていただいた資料をですね、用いながら、それで会合に進めさしていた、いただいたというかそういった進め方になったというところがございます。
3:17:34	で、ともすれば短期短期でまとめていこうとするときにですねパワーポイントも並行してやりますと、そちらの行ったり来たりの作業も同時並行で発生しますので、
3:17:47	できれば、今資料を見直して、
3:17:52	今日事実関係で立つと、おっしゃられた褒めていただいた点のですね、資料充実で、
3:18:01	ポイントのところをしっかりと確認いただく形で返すのが、良いのかなとすること、パワーポイントにこだわりはなくて、今から見直していく資料ですね。
3:18:14	会合に臨ませていただければありがたいなと考えてございます。
3:18:21	規制庁西内です。すみませんちょっと以前にそういう話をしていたのでしたらちょっと私がちゃんと認識できていなかった途中から入ったものではないです。失礼しました。
3:18:31	徳田のかパワーポを求めるようなコメントではないとご理解をいただければ、そういう意味ではどちらかという趣旨は、会合で使う資料っていつ出してくれるんですかっていう取引だったんですね。そういう意味でちょっと
3:18:43	今まで私が担当してたものは、既本会合パワーポがあっただけというのが基本だったのでちょっと不安になったというところでした。そういう意味では今のコメント回答をしっかりといただければそれがそのまま会合で、
3:18:53	の資料としてなるということで理解をしたので、そういう意味で、
3:18:59	21日には一度その会合で、
3:19:03	扱うであろう、ちょっと内容がある玉についてはちょっと21名どうなのかなあとちょっと思っているのでもっと岩野の方からちょっと優先度高める案件をちょっと、玉田塩田町というかお伝えをできればと思うんですけど。
3:19:17	深山さんお願いしていいですか。はい。規制庁の岩野です。重要なものはですね、どちらかという、
3:19:25	これ以外って言った方が早いんですけども、総合受信基盤の話と、あと、節機能維持の耐震のところの話と、あと昆先ほどの適用基準の話。
3:19:37	あと、十四条の安全設備の対象条文の話、これについては今回の審査会合、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:19:44	には関係するようなものではないと思ってますので、今言ったものについては
3:19:51	後にまわしていただいて構いません。それ以外のところですね。
3:19:56	基本的な設計方針、基本設計方針のところに関係するようなところとか十分な保安水準に関係するようなところ、これらについてはですね、
3:20:08	審査会合の方で議論した方が良いものだというふうに理解してます。一応念のため全部網羅的に挙げたほうがよろしいですかそれとも今の説明で十分でしょうか。
3:20:27	関西ウシジマでございますが、本日、多岐に渡って確認をいただいたと思っております。消去法的に急がないものをおっしゃっていただいたということではあるんですけども。
3:20:40	やはり審査会合の論点ポイントということでもあるので、恐縮なんですが、
3:20:48	早期に積み込むような項目ということでおっしゃっていただいた方が、こちら大変ありがたいと思います。はい。岸。承知しました規制庁の今野です。まず今日話したところ、
3:21:01	他ですねまず
3:21:04	そうですね。感知器はそれぞれ、
3:21:09	十分な噴水を適用させるのか、それとも組み合わせて適用させるのかってところが多分、関西電力と、こちらの方で、間考え違いがあったのでそういったところはまず、
3:21:21	論点になるのと考えているので、そういったところをしっかり整理して説明してもらいたいというのが一つ目と、あと、
3:21:30	そうですね。
3:21:36	そうですね。シャワー室の設置方法についても、
3:21:40	これは
3:21:42	消防法施行規則通りに設置されるのであれば問題はないんですけども、そうじゃない、整理をされるのであれば、これについても議論が必要になるかと思えます。
3:21:55	それから、1の3ポツ目の風速5メートル以上のダクトのところですね、これについても、
3:22:03	火災防護審査基準通りに設置するわけではなくて別の方法によって設置するのであれば同じように、県、審査会合で議論すべきだと思います。
3:22:17	とそれから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:22:20	あとそうですね、すみませんグレーチングのところについても同じような整理になります。
3:22:27	あとは、そうですねあと屋外エリアのところの整理についても
3:22:32	今日、
3:22:35	高天井との高天井エリア等の違いであるだとか、ていうところが、論点になるっていう話だったので、5 ぐらいエリアのとせ同様な設計にするのであるだとか当初基本設計方針にどういうふうを書くのかっていうところも、
3:22:51	論点になるかと思います。
3:22:53	すみませんちょっといろいろもう長々と、1 個ずつ例は、1 個ずつ上げたんですけれども今の、
3:23:00	今述べたようなところは審査会合で、一度議論しておく必要があるというふうに認識してしますので、ちょっとすみません検討の方お願いします。
3:23:15	はい。関西牛山でございます。すみません。お手間をお掛けいたしましたまとめていただいてありがとうございます。今おっしゃっていただいたところいずれも保安水準の解釈案、こちらの適用の仕方ですね。
3:23:30	それに関わる場所の説明であると思っておりますので、それについて説明資料を充実させていただきたいと思っております。ちょっと項目は多岐に跨りますのでですね。
3:23:42	またそれらの説明資料の見せ見ていただく形とか、そういったところは、説明の仕方も含めてちょっとこちらでも検討はし、したいと思っております。
3:23:53	いずれにしても今五つおっしゃっていただいて、そこがですね、泉資料に反映した形で、まず 21 インチ。
3:24:03	2、出せていくということで、今承りました。ちょっと正直なところですね、グレーチングのところの熱感知器をどうするかとかそういったところはどうですかね。
3:24:16	すぐに妙案があるかというところ非常にそこは検討を要すると思っておりますが、先ほど西内さんがおっしゃっていただいたように、審査会合に向けて、確認事項で議論を要するところについて、まず急ぎ確認すると。
3:24:35	ということも後、ご理解できますので、はい。21 日に向けて頑張る。
3:24:41	見たいと思っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:24:44	はい。規制庁の岩根です。ありがとうございます。それでは 21 日に、とりあえず今のところ出していただく予定として、そこから変更があれば
3:24:54	また九州東京支社を通してご連絡いただけますと幸いです。
3:25:01	はい。すいません。できません、もうこれで特段、他に
3:25:07	お聞きし開きたいこととか聞きたいところ等なければこれヒアリングを終わりたいと思います。関西電力の方はいかがでしょうか。
3:25:21	河成尽力ウシジマでございます。ちょっと 1 点だけ。あくまでもこちらはまずしっかりと資料を積み込んでということが先になってそれをまた読み込んでいただいてということになるかと思っております。
3:25:35	ただいずれにしましても、こちらが積み込んだ資料の、事実確認なりヒアリングは、必要になるのかというふうに承知しておりまして、それでは 1 月 21 にこちらから出したとしたならば、
3:25:50	1 月の 24 の中間後半辺りに何がしかヒアリングとかいうものが、いや必要になってくるのかなと、そのように今連想いたしました。
3:26:03	そのような格好で、イメージ相違ないでしょうか。
3:26:08	はい。規制庁の岩野です。そのように、これちょっと少々お待ちください。
3:26:33	だからそこで話をして、
3:27:09	はい、規制庁の岩根ですお待たせしました。そうですね。出てきたものの、資料にもよるところあると思いますけれども、24 の週の前半に、
3:27:20	1 度ヒアリングっていうところをする予定をちょっと見定めてご対応いただけますと幸いです。
3:27:32	はい、河瀬牛島です。ありがとうございます。いずれにしましてもこちらの積み込む者次第ということがあると思いますので、まずはそちらの方で頑張らせていただきます。
3:27:45	はい。規制庁の岩野です。ありがとうございます。それでは本日のヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。
3:27:53	ありがとうございました。失礼いたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。